

津市立育生小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事

設 計 図

図面リスト					
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
	<機械>				<電気>
M-01	機械設備工事特記仕様書 1	M-15	1 階平面図 空調制御設備	E-01	電気設備工事特記仕様書 1
M-02	機械設備工事特記仕様書 2	M-16	機械スペース廻り 詳細図 空調設備	E-02	電気設備工事特記仕様書 2
M-03	配置図・ 附近見取図・ 標準仕様図 空調設備	M-17	搬入経路図	E-03	電気設備工事特記仕様書 3
M-04	空調機器表	M-18	<普通教室棟>1 階平面図	E-04	受変電設備 分電盤結線図
M-05	系統図 空調設備	M-19	<普通教室棟>2 階平面図	E-05	空調電源設備 1 階平面図
M-06	1 階平面図 空調設備	M-20	<普通教室棟>3 階平面図	E-06	空調電源設備 2 階平面図
M-07	2 階平面図 空調設備	M-21	<特別教室棟>1 階平面図	E-07	空調電源設備 3 階平面図
M-08	3 階平面図 空調設備	M-22	<特別教室棟>2 階平面図		
M-09	1 階平面詳細図 空調設備	M-23	<特別教室棟>3 階平面図		
M-10	1・2・3 階平面詳細図 空調設備	M-24	建具表O 1		
M-11	1・2 階平面詳細図 空調設備	M-25	建具表O 2		
M-12	2 階平面詳細図1 空調設備	M-26	機械スペース廻り 詳細図		
M-13	2 階平面詳細図2 空調設備	M-27	遮音フェンス詳細図		
M-14	3 階平面詳細図 空調設備	M-28	断面詳細図		

N I S S H I N

S E K K E I

日新設計株式会社

機械設備工事特記仕様書

1 工事名称

津市立育成小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事

2 工事場所

津市 下井財町津潤 地内

3 建築概要

消法令の適用
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による
国土交通省大臣官庁官庁庁舎補修監修
「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成28年版」
「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成28年版」
「公共建築設備工事標準図（電気、機械設備工事編）平成28年版」
「建築、電気、機械設備工事監理指針平成28年版」
独立行政法人 建築研究所監修
「建築設備前産設計・施工指針2014年版」
下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、
■印のついたものを適用する。

4 適用基準

5 一般事項
工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に念かつ誠実に施工すること。
設計図書に定められた内容、現場の納まり、取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とおりに施工することで何れも不具合が発生しうると判断される場合については、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書とおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。
他工事との取り合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意図的な仕上り不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。
(1) 提出図書 □建築工事に準じる
1) 工事書類 : ・施工計画書 ・打合記録 ・施工要領書
・機器使用書 ・機器明細図 ・工程表 ・施工図等
2) 工事完成図書: ・品質確認書類 ・工事日報
・工事写真 ・安全・訓練実施記録
・竣工図（製本4(原寸 2巻、A3(見開き) 2部)）
・機器完成図（ファイル等部）
・保守に関する説明書（取扱説明書・保証書） 2部
・機能性試験成績書 1部
・総合調整測定表（試験結果・測定結果等） 1部
・官公庁届出書類、検査済証 1部
・出来形確認書類 1部 等
※ 竣工図・施工図はCADにより作成すること。
※ 工事写真は着録工事写真撮影要領（平成28年版）に従い撮影すること。
※ 建築包含工事の場合、監督員に確認のこと。
(2) 機器及び材料等
工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機材面出書（メーカーリスト）、機器明細図、現品、カタログ、その他諸資料を事前に届け出ること。
尚、図面に記載の品番は、参考品書として便宜上メーカー一品書を使用しているので、メーカー選定にあたっては、同等品以上の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律（グリーン購入法）を考慮し、再生品などの環境に優しい（環境物品）の調達に努める。
又、重量機器については、機器据付要領・耐震計算書もあわせて提出すること。
(3) 官公署等への届出手続
工事に伴う関係官公署への必要な諸手続きは、受注者が滞滞なく行い、これに要する費用も負担する。
1) 消火器に係る消防設備等設置届出書の作成
■本工事(□建築工事 □電気設備工事 ■機械設備工事)
□別途工事
2) 防火対象物使用開始届出書
書類の作成(機械設備図面の作成及び機械設備に関する部分の記入)を行うこと。
(4) 品質管理
工事施工に関して、着手前・施工中・施工後の自主検査を実施すること。
チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。
(5) 出来形管理
以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。
1) 各種機器据付
耐震強度（設計標準強度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ）
基礎寸法 水平、垂直等
2) 配管・ダクト工事
支持間隔 振れ止め支持間隔
3) 屋外排水工事
排水勾配 樹の深さ
4) 水栓、リモコンスイッチ類の取付高さ
(6) 製品確認
発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認を行うものとする。
□ 適用する ■ 適用しない
(7) 耐震安全性の分類
構造体（ ）類 建築非構造部材（ ）類 建築設備（ ）類
(8) 機器の地震力（主要機器） □図示による
機器名
設置階（ ） 設計標準震度Ks（ ） 地域係数（1.0）
水槽類
設置階（ ） 設計標準震度Ks（ ） 地域係数（1.0）
その他監督員が指示するもの
(9) 冷媒（フロン類）の回収 □適用する ■適用しない
冷媒機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編 2. 4. 3により、次の書類の写しを監督員に提出すること。
・フロン回収工程管理票
・特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）
撤去する前にフロンを屋外機ユニットに集める作業（ポンプダウン）を行うこと。
パッケージ形空調機の移送により、冷媒の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷媒の大気中への飛散を防止する措置を講じること。
(10) 中間技術検査
実施回数（ ）回

(11) 発生材の処理等 □建築工事に準じる
1) 引渡しを要するもの（ ）
上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。
2) 特別管理産業廃棄物（ ）
処理方法（ ）
3) 現場内において再利用を図るもの □発生土 □その他（ ）
4) 再資源化を図るもの（ □コンクリート塊 □アスファルトコンクリート塊 □建設発生木材 ）
5) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。また再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。
6) 引渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進条例」に従い適切処理し、監督員に報告すること。（マニファ、B2、B票を提示すること。）
(12) 電気保安技術者
□ 適用する ■ 適用しない
(13) 施工条件
監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。
1) 施工可能日 ■ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり □ 指定なし（ ）
2) 施工可能時間帯 ■ 指定なし □ 指定あり（ 時 ～ 時 ）
(14) 概成工期
建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態まで完了していること。
■ 指定なし □ 指定あり（ 平成 年 月 日 ）
(15) 仮設工事 構内既存の施設 □建築工事に準じる
1) 便所 ■ 利用できる □ 利用できない
2) 工事用水 □ 利用できる（有償） ■ 利用できる（無償） □ 利用できない
3) 工事電力 □ 利用できる（有償） ■ 利用できる（無償） □ 利用できない
※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。
(16) 足場 □建築工事に準じる
1) 内部足場 ■ 組立 □ 足板
2) 外部足場 ■ A種 □ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種
3) 防護シートによる養生 ■ 適用する □ 適用しない
※設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法」による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
(17) 建築材料等
1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか別記記載の指定資材及び参考見積メーカー又はこれらと同等品以上とする。
品質が求められる水準以上であれば、市内生産品の優先使用に努めること。
2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、権力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。
(認定製品の品名:)
4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努めること。
(認定製品の品名: ・間伐材製工事用バリエード・間伐材工事電板・間伐材表示板（ ）)
(18) 建設副産物
1) 諸負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に組み込んで監督員に提出する。
また、工事の変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」（建設資材を搬入した場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出する。
なお、計画書及び実施書の提出とともにJACICが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。
2) 諸負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。
(19) 三重県産業廃棄物税
本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の要年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェスト）の数量の集計）を超えて請求することはできない。
(20) 事故の発生時
工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員へ提出すること。
なお、事故発生後の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。
(21) 既設との取合い・養生
本工事施工に伴う、既存設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。
また、工事施工に際し、既存部分を汚損・破損等しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機能・仕上げ共、既設にないら復旧すること。
(22) 不正軽油の使用の禁止
1) 一般事項
工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用される車両（資機材等の搬入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。
2) 調査の協力
受注者は、市が使用燃料の誤差調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。
また、受注者は下請負者等に同調査を協力するよう管理及び監督しなければならない。
3) 是正措置
受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。
また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

(23) その他
1) 使用機械
低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
2) 測定機器の校正記録
工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。
測定に先立ち使用する測定機器の検査済証（写し）又は校正記録（写し）を監督員に提示すること。
3) フロン回収及び充填
当該工事を施工するに当たって施工時にフロン類の充填、回収作業を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成27年4月1日施行）等の関係法令を遵守し、第1種フロン類充填回収登録業者が行うこと。

6 工事項目
給排水衛生設備工事
□ 屋外給水設備工事 □ 屋内給水設備工事 □ 屋外排水設備工事
□ 屋内排水通気設備工事 □ 衛生器具設備工事 □ 消火設備工事
□ 給湯設備工事 ■ 屋外ガス設備工事 □ 屋内ガス設備工事
□ 浄化槽設備工事 □ 厨房機器設備
空調設備工事
■ 機器設備工事 ■ 配管設備工事 □ 換気設備工事
7 工事概要
給排水衛生設備工事
(1) 都市ガス設備工事
※ 本工事は図示のごとくを工事範囲とする。
空調ガスメーターを設置し、空調機に配管供給する。
空調設備工事
(1) 機器設備工事
本工事は、空気ヒートポンプパッケージエアコンにより冷暖房をおこなうものとする。
各機器の据付・試運転調整を含めて機器設備工事とする。
空調設備工事に於ける外気、室内の温湿度条件
外気条件 夏期 34.5 27.3 57.6
冬期 1.7 -1.3 49.6
室内条件 夏期 26 - 成行き
冬期 22 - 成行き
(2) 配管設備工事
各機器間のドレン、冷媒配管をおこなうものとし、配管の振動及び共振に十分留意の上施工する。

8 総合調整
(1) 風量調整
□ 適用する ■ 適用しない
(2) 水量調整
□ 適用する ■ 適用しない
(3) 室内外空気の温度測定
■ 適用する □ 適用しない
(4) 室内外空気の湿度測定
■ 適用する □ 適用しない
(5) 室内気流及びじんあいの測定
□ 適用する ■ 適用しない
(6) 騒音の測定
□ 適用する ■ 適用しない
(7) 飲料水の水質の測定(水道法施行規則第10条による水質検査)
□ 適用する ■ 適用しない
のうち 一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度 について測定を行うこと。
※遊離残留塩素 については、上記適用の有無にかかわらず、測定を行うこと。
(8) その他（ ）
□ 適用する □ 適用しない

9 工事細目
(1) 配管材料
部分的に配管の種類を変更する場合は、図面内に明記すること。
□ 給水管
□ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K116
(一般: SGP-VB 地中: SGP-VD)
□ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011
(一般: SGP-FVA、FVB 地中: SGP-FVD)
※ 継ぎ手はコア内蔵型とする。
※ 給水管100Aはねじ又はフランジ接合、125A以上はフランジ接合(工場加工)とする。
□ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6742
(一般・地中: H1VP)
□ 水道配水用ポリエチレン管 JWWA K 144 (地中: PE)
□ 水道用ステンレス鋼鋼管JWWA G 115
□ 一般配管用ステンレス鋼鋼管 JIS G 3448
※ 地中埋設管は、取出し位置の畝面又はSL、FL面より+100立ち上げた所までとする。
□ 雑排水管
□ 配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白)
※ 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、M.D継ぎ手を使用
(地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き)
□ 土間・一般: 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU)
□ 土間: リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP)
※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。
□ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
□ 通気管
□ 配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白)
※ 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、M.D継ぎ手を使用
(地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き)
□ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU)
□ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP)
※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 RF-VPは屋外露出不可
□ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
□ 給管
□ 排水・通気用給管 SHASE-S203
□ 給湯管
□ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 140
(一般: SGP -HVA 地中: WHTLP 内外耐熱性硬質塩化ライニング鋼管)
□ 水道用ステンレス鋼鋼管JWWA G 115
□ 一般配管用ステンレス鋼鋼管 JIS G 3448
■ ガス管
□ 配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP- 白)
□ 土間・塩化ビニル被覆鋼管(黒)
□ ガス用ポリエチレン管 JIS K 6774 (地中: PE)
※ 地中埋設管は、取出し位置の畝面又はSL、FL面より+100立ち上げた所までとする。
■ ガス事業者の供給規定に準じる
□ 消火管
□ 配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP- 白)
□ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(白) WSP041 (SGP-WS)
※ 地中埋設管WSは、取出し位置の畝面又はSL、FL面より+100立ち上げた所までとする。
□ 屋外埋設排水
□ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU)
□ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP)
□ 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 AS-58 (REP-VU)
□ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管 JIS K 9797 (RS-VU)
※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。
□ コンクリート管 JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品)
(1)類水路用連心力鉄筋コンクリート管)
□ 冷水宅配管
□ 配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP- 白)
□ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 140
(一般: SGP -HVA)
□ 冷却水管
□ 配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP- 白)
□ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K116 (一般: SGP-VA、VB)
□ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般: SGP-FVA、FVB)
■ ドレン管
□ 配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP- 白)
■ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・カラーVP)
■ 保温層付硬質ポリ塩化ビニル管
□ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP)
※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 RF-VPは屋外露出不可。
□ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
■ 冷媒管
□ 銅及び銅合金銅目無管 硬質、軟質または半硬質 JIS H3300
■ 断熱材被覆鋼管 原管はJIS H3300による。製造者標準品
ただし、保温厚は ガス管 20mm、液管 10mm(液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは9mmとしてよい)とする。
※ 冷媒用鋼管の内厚は、冷凍保安規則関係基準の規定による。
□ 油管
□ 配管用炭素鋼鋼管(黒) JIS G 3452 溶接接合
□ 蒸気管
□ 配管用炭素鋼鋼管(黒) JIS G 3452
□ ブライン管
□ 配管用炭素鋼鋼管(黒) JIS G 3452
※ 弁類 排水ポンプ（二次側）、消火ポンプ（二次側）、水道直圧部は 10Kとし、それ以外は5Kとする。
塩化ライニング鋼管に使用する際は、管端防食コーティング、又はライニング弁を使用すること。

備

考

Job Title

津市立育成小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事

Drawing Title

機械設備工事特記仕様 1

設計担当者

一級建築士
No.215009
園分恵之

二級建築士
No.10408
多須弘樹

DATE

SCALE

NS

M-O 1
原図: A2

NISSHIN
SEKKEI
目新設計株式会社
三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

※ 横走り管の吊り間隔

銅管	100A以下 125A以上	— —	2m 以下 3m 以下
ビニル管 耐火二層管 銅管	80A以下 100A以上	— —	1m 以下 2m 以下
鉛管			1. 5m 以下
鉄鉄管			標準図による

※ 横走り管形鋼振れ止め支持間隔

支持間隔	6m以下	8m以下	12m以下
銅管	-	50A～100 A	125A～
鉄鉄管			
ビニル管 耐火二層管 銅管	25A～40A	50A～100A	125A～

※ 冷暖用銅管の横走り管の支持間隔

基準外径 9. 52mm 以下 吊り間隔 1. 5m以下

基準外径 12. 70mm 以上 吊り間隔 2. 0m以下

形鋼振れ止め支持間隔は、銅管に準ずる。

※ 液管・ガス管共吊りの場合は
液管の外径を基準とする。

3) ダクト工事

矩形ダクト

工法

形鋼補強
丸ダクト

☐ 垂鉛線板 JIS G 3302 (S90C、S90CA) 鍍金付着Z18以上

☐ ステンレス鋼板 JIS G4305

☐ アングルフランジ工法

☐ 共振フランジ工法

☐ スライドオンフランジ工法

☐ 山形鋼 JIS G 3101

☐ スパイラルダクト

☐ 下水通利用サリカル三層硬質塩化ビニル管 (多湿箇所)

☐ SUS鋼材 JIS G 4317

☐ AS-62 (RS-VU)

3) 保温塗装工事

1) 材料

グラスウール保温材
(屋内一般等)

保温板 JIS A 9504 2号 40K

保温板、保温帯 JIS A 9504 2号 40K

☐ 給水管

☐ 排水管

☐ 給湯管

☐ 温水管

☐ 蒸気管

☐ 冷水・冷温水管

☐ 冷媒管

☐ 温水管

☐ 給湯管

☐ 温水管

☐ 蒸気管

☐ 冷水・冷温水管

☐ 冷媒管

☐

☐

☐

ロックウール保温材
(防火区画貫通部等)

保温板、保温帯、ブラケット
1号JIS A 9504

☐ 給水管

☐ 排水管

☐ 給湯管

☐ 温水管

☐ 蒸気管

☐ 冷水・冷温水管

☐ 冷媒管

☐ 消火管

ポリスチレンフォーム保温材
(屋内一般等)

保温板 JIS A 9511 3号

保温板 JIS A 9511 3号

☐ 給水管

☐ 排水管

☐ 冷水・冷温水管

☐ 冷水管 (2～4℃)

☐ プライン管

☐

☐

☐

調合ベイント塗り塗料
(露出)

JIS K 5516 (合成樹脂調合ベイント) 1種

☐ 給水管

☐ 排水管

☐ 通気管

☐ ドレン管

☐ ガス管

☐ 消火管

☐ 油管

☐ 冷却水管

2) 保温厚

グラスウール、ロックウール

保温厚 (mm)	20	25	30	40	50
給水・排水・ドレン・給湯 配管・温水・消火管	～80A	100～150A	-	200A～	-
蒸気管	～25A	-	32～50A	65A～	-
冷水・冷温水・冷媒管	-	-	～25A	32～200A	250A～

ポリスチレンフォーム

保温厚 (mm)	20	25	30	40	50	65
給水・消火・排水管	～80A	100A	-	-	-	-
冷水・冷温水管	-	-	～25A	32～200A	250A～	-
冷水管 (冷水温度2～4℃)	-	-	～20A	25A～100A	125A～	-
プライン管	-	-	-	～25A	32～80A	100A～

機器ダクト保温厚

保温厚	
25mm	ダクト(屋内露出〔機械室、倉庫、倉庫〕、消音チャンバー・エルボ 膨張タンク、鋼板製タンク、排煙ダクト隠蔽部(ロックウール)
50mm	ダクト(屋内露出〔一般居室、廊下〕)、サブライチャンバー、貯湯タ ンク類 冷水・冷温水・温水・環水タンク、熱交換器、冷水・冷温水・温水・蒸気ヘッダー 排気筒隠蔽部 (ロックウール)
75mm	煙導 (ロックウール)

3) 種別

給排水衛生設備配管の保温仕様

1	2	3	4
屋内露出	保温筒	鉄線	合成樹脂製カバー
機械室・倉庫・倉庫	保温筒	鉄線	原紙
天井内・P S 内	7A5Y 5A化紙保温筒	アルミガラスクロス粘着テープ	7A5Y 5A20A仕上
廊下内 (ビット内)	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム
屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム

※ 1) 排水管については、上表暗渠内 (ビット内) の仕様を防水テープ巻きに読み替える。
※ 2) サヤ管工法; 架橋ポリエチレン・ポリブチン管使用の場合は、上表保温不要。
※ 3) 消火管の外部露出は保温を行う。

空調設備配管の保温仕様 (R、G保温材の仕様のみ)

1	2	3	4	5
屋内露出	保温筒	鉄線	7A5Y 5A20A仕上	合成樹脂製カバー
機械室・倉庫・倉庫	保温筒	鉄線	7A5Y 5A20A仕上	原紙
天井内・P S 内	保温筒	鉄線	7A5Y 5A20A仕上	アルミガラスクロス仕上
(温水・蒸気管以外)				
暗渠内 (ビット内)	保温筒	鉄線	7A5Y 5A20A仕上	黄色アルミガラスクロス仕上
屋外露出	保温筒	鉄線	7A5Y 5A20A仕上	SUS鋼板仕上

※ 1) 冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の保温種別
■ 保温化粧ケース仕上 ■ ポリスチレン成形の上、SUS鋼板仕上 (屋外露出部分)
■ 保温化粧ケース (スリムダクトPD相当) 仕上 (給食室内露出部)

機器保温仕様

1	2	3	4	5
冷水・冷温水タンク	鉄	保温板	ポリエチレン フィルム	鉄線
鋼板製タンク	鉄	保温板	ポリエチレン フィルム	SUS鋼板仕上
冷水・冷温水ヘッダ	鉄	保温板	ポリエチレン フィルム	カラー鉄板 (屋内)
温水・膨張・還水	鉄	保温板	鉄線	SUS鋼板仕上
貯湯タンク	鉄	保温板	鉄線	カラー鉄板 (屋内)
温水・蒸気ヘッダ	鉄	保温板	鉄線	SUS鋼板仕上
熱交換器	鉄	保温板	鉄線	SUS鋼板仕上

※ 1) 密閉式膨張タンク及び、プレート形熱交換器は、保温施工不要

ダクト・チャンバー・煙道 保温仕様

1	2	3	4	5
長方形ダクト	屋内露出	一般・廊下	鉄	保温板
機械室	保温筒	鉄線	アルミガラスクロス化粧保温筒	アルミガラスクロス粘着テープ
屋内隠蔽、DS内	保温筒	鉄線	アルミガラスクロス化粧保温筒	アルミガラスクロス粘着テープ
屋外露出、多湿箇所	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	鉄線
スパイラ	屋内露出	一般・廊下	保温筒	鉄線
機械室	保温筒	鉄線	アルミガラスクロス化粧保温筒	アルミガラスクロス粘着テープ
屋内隠蔽、多湿箇所	保温筒	鉄線	アルミガラスクロス化粧保温筒	アルミガラスクロス粘着テープ
屋外露出、多湿箇所	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	鉄線
サブライチャンバー	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	鉄線
消音チャンバー・エルボ	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	鉄線
排煙ダクト長方形	屋内隠蔽	鉄	アルミガラスクロス化粧保温筒	アルミガラスクロス粘着テープ
排煙ダクト 円形	屋内隠蔽	鉄	アルミガラスクロス化粧保温筒	アルミガラスクロス粘着テープ
煙道	ブラケット	鉄線	カラー鉄板	カラー鉄板

※ 1) 排煙ダクトは、ロックウール保温板、保温帯、1号を使用。
※ 2) 煙道ブラケットは、JIS G 3554 (亀甲金網) による垂鉛鍍金を施した網目16線径0. 55
による防錆処理を施した平ラS0号で外面補強したものを使用。
※ 3) 銅亀甲金網は、JIS H 3260 網目10、線径0. 5

配管用炭素鋼管の塗装仕様

機材	状態	塗料の種類	塗り回数	備考
白管	露出	調合ベイント	1	1
黒管	露出	調合ベイント	2	1

※ 1) わじ切りした部分の鉄面は、さび止めベイント2回塗りを行う。

4) 施工

ダクト保温施工範囲

1. S A

☐ 保温あり

☐ 保温なし

☐ 図面による

☐ その他 ()

2. E A

☐ 保温あり

☐ 保温なし

☐ 図面による

☐ その他 ()

3. R A

☐ 保温あり

☐ 保温なし

☐ 図面による

☐ その他 ()

4. O A

☐ 保温あり

☐ 保温なし

☐ 図面による

☐ その他 ()

チャンバー内貼施工

☐ 内貼あり (mm)

☐ 内貼なし

☐ 図面による

☐ その他 ()

4) スリープ工事

1. 管スリープの径は、原則として、管の外径 (保温されるものは、保温厚さを含む) より40mm程度大 (≦2サイズUP) なるものとする。
箱抜きスリープは、木枠又は鋼板 (実管ダクト) とする。
2. 地中部分のスリープは、塩化ビニル管 (VU) とし、水密を要する部分のスリープは、つば付き鋼管とする。
3. その他のスリープは、特記なき限り、紙ボイドとする。紙ボイド使用の際は、配管前に必ず撤去のこと。

共通事項

1) 陸上ポンプ、送排風機 (エアハンギング) の電動機は、すべて全閉防まつ形とする。
2) 配管途中、要所にはフランジ接続箇所を設置し、取り外しを容易にすること。
3) 系統が分かれるように、必要箇所 (機械室、P S 内等) に文字書き・矢印記入・バルブ札取付を行うこと。手書きもしくはカットングシートとする。
4) 機器・配管・支持金物は、絶縁処理を行うこと。
5) 配管に空気が滞留する恐れのある箇所には、エア抜き弁を設置し、最寄りのドレン管に接続すること。
6) 屋外機器設置基礎のアンカーボルトは、構造体鉄筋より取り出す、もしくは他と施工アンカー工法の類とする。使用アンカーについては、機器仕様書、耐震クラス等を確認すること。また、重量機器にあと施工アンカー工法を採用する場合、ケミカルアンカーを使用し施工すること。
7) 機器、配管の耐震措置及び機器、ダクトの防振・消音については、標準仕様書、標準図、施工管理指針及び建築設備耐震設計・施工指針に基づき十分考慮すること。
8) 雨がかり部に取り付けるガラリは、水抜きを設けること。
9) 屋外埋設管 (給水、消火、ガス) には、埋設シートを敷設し、曲がり・分岐部には、地中埋設管を施工すること。
10) 冷水及び冷温水管の支持材には、合成樹脂製支持受けを使用すること。
11) 水栓は、節水機構付のものを使用すること。
12) 冷媒管等防火区画貫通部は、建築基準法、消防法に適合する工法にて防火処理を行うこと。
13) 地中埋設配管については、下記の決下対策を講ずること。
管は継ぎ手の組み合わせにより可とう性をもたせる。
接続箇所は必要に応じコンクリートで保護する。
土間配管は、土間筋に吊り下げるなど埋設配管を保持すること。
呼び径100A以下はM10、125A～250AはM12、250A以上はM16のステンレス棒鋼を使用する。
14) 屋外露出及び多湿箇所 (トレンチビット等) の配管架台は、SUS又はSS溶融亜鉛メッキ仕上とすること。
15) 屋外設置のマンホール類には用途名を入れること。
16) 合成樹脂製カバーの仕上げについては、保温見切り箇所には菊座の取り付けを行うこと。
17) 送風機用ベルトカバーには点検口を設けること。
18) 建設発生土は場外自由処分とすること。

※特記事項

※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承認を得ること。
※ 現場作業着手までの敷地内調査は、事前に施設関係者及び市監督員の承認を得るものとし、また休日等の行事に影響を与えない範囲とする。
※ 工事作業については、工事の遂行に必要な施工体制を確保すること。
※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。
※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。
※ 工事期間中、現場内入場者、近隣関係者へ危害を与えないよう注意し、かつ周辺道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。
※ 安全対策として、作業範囲にはコーン等を設置すること。
※ 側溝、樹等は車両通行時に破壊しないよう、鉄板敷き等で養生すること。
※ 工事車両の出入りについては、昼下校時間を避け安全確保に十分配慮すること。
※ 大型車両進入時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全確保に配慮すること。
※ 工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。
※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低騒音・低騒音に努め騒音規制法に基づき、関係機関への届出打合せの上、作業に着手することとし、また、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時的に中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員の承認を得てから行うこと。
※ 工事着手前には、現状状況把握のために破壊箇所等があれば、市監督員の立会のもと写真等に記録しておくこと。また、工事過程において、既存施設に破壊等を与えた場合は、工事受注者の負担において速やかに復旧すると共に、市監督員に報告をすること。
※ 本工事の現場施工にあたっては学校運営に支障のないように、土日祝日等休日に施工を行うようにすること。ただし、平日であっても授業等に影響のない範囲に限り施工を行うことを認める。
※ 給食室内で作業を行う場合は衛生管理のため原則として長期休暇期間とする。ただし、軽微な作業等で給食室管理者の許可が得られる場合はこの限りではない。
※ 設計書に明記なくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。

備考

NISSHIN
SEKKEI
目新設計株式会社
三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title 津市立育生小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事
Drawing Title 機械設備工事特記仕様 2
設計担当者
一級建築士 No.215909 関分恵之
二級建築士 No.10498 多湖弘樹

DATE
SCALE
NS
M-02
原因: A2

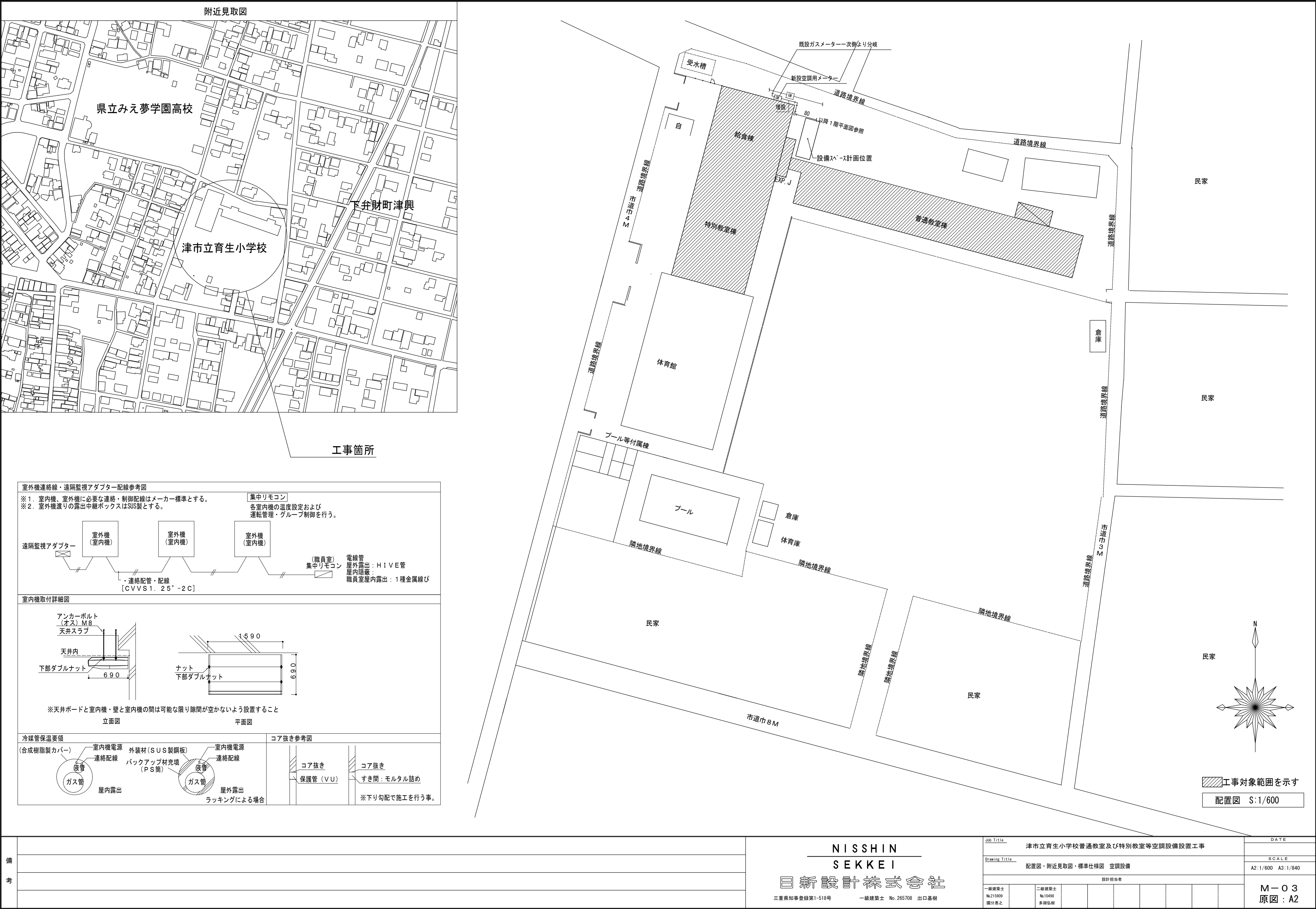


図 示 記 号

記 号	名 称
_____ G _____	ガ ス 管
_____ R _____	冷 媒 管
_____ D _____	ド レ ン 管

空 調 機 器 表形式：ｶﾞｽﾋｰﾄﾞﾎﾞﾝﾌﾞ式(都市ｶﾞｽ)

機器番号	機器名称 参考型番	形 式 ・ 仕 様	電 気 容 量			台数	設置場所及び備考
			電源	エンジン	消費電力		
			(V)	(KW)	(KW)		
GMO-A	ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	形 式 室外機	3-200	18.8	冷 1.74	1	屋外(1F系統)
		冷房能力 定格			85.0 kW		
		暖房能力 定格			95.0 kW		
		付属品	遠隔監視ﾌｧｸﾄｰ、臭気対応ｷｯﾄ、他一式共				
		基 礎	ｺﾝｸﾘｰﾄ基礎				
GMA-1	ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	形 式 天吊形	1-200		冷 0.343	4	1F普通教室
		冷房能力 定格			16.0 kW		
		暖房能力 定格			18.0 kW		
		付属品	ﾌｧｲﾚｽﾘﾓｺﾝ、他一式共				
GMA-2	ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	形 式 天吊形	1-200		冷 0.112	2	1F特別支援教室
		冷房能力 定格			8.0 kW		
		暖房能力 定格			9.0 kW		
		付属品	ﾌｧｲﾚｽﾘﾓｺﾝ、他一式共				
GMO-B	ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	形 式 室外機 連結設置ﾀｲﾌﾟ	3-200	15.7×2	冷 1.19×2	1	屋外(2F系統)
		冷房能力 定格			142.0(71.0+71.0) kW		
		暖房能力 定格			160.0(80.0+80.0) kW		
		付属品	臭気対応ｷｯﾄ、他一式共				
		基 礎	ｺﾝｸﾘｰﾄ基礎				
GMB-1	ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	形 式 天吊形	1-200		冷 0.343	6	2F普通教室
		冷房能力 定格			16.0 kW		
		暖房能力 定格			18.0 kW		2F通級教室、国際教室
		付属品	ﾌｧｲﾚｽﾘﾓｺﾝ、他一式共				
GMB-2	ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	形 式 天吊形	1-200		冷 0.112	4	2F特別支援教室
		冷房能力 定格			8.0 kW		
		暖房能力 定格			9.0 kW		
		付属品	ﾌｧｲﾚｽﾘﾓｺﾝ、他一式共				
GMO-C	ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	形 式 室外機 連結設置ﾀｲﾌﾟ	3-200	15.7×2	冷 1.19×2	1	屋外(3F系統)
		冷房能力 定格			142.0(71.0+71.0) kW		
		暖房能力 定格			160.0(80.0+80.0) kW		
		付属品	臭気対応ｷｯﾄ、他一式共				
		基 礎	ｺﾝｸﾘｰﾄ基礎				
GMC-1	ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	形 式 天吊形	1-200		冷 0.343	6	3F普通教室
		冷房能力 定格			16.0 kW		
		暖房能力 定格			18.0 kW		
		付属品	ﾌｧｲﾚｽﾘﾓｺﾝ、他一式共				
GMC-2	ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	形 式 天吊形	1-200		冷 0.112	4	3F特別支援教室
		冷房能力 定格			8.0 kW		
		暖房能力 定格			9.0 kW		
		付属品	ﾌｧｲﾚｽﾘﾓｺﾝ、他一式共				

機器番号	機器名称 参考型番	形 式 ・ 仕 様	電 気 容 量			台数	設置場所及び備考
			電源	エンジン	消費電力		
			(V)	(KW)	(KW)		
GMO-D	ビ ル用マルチエアコン	形 式 室外機 連結設置タイプ	3-200	15.7×2	冷 1.19×2	1	屋外(特別教室系統)
		冷房能力 定格 142.0(71.0+71.0) kW			暖 0.744×2		
		暖房能力 定格 160.0(80.0+80.0) kW					
		付属品 臭気対応キット、他一式共					
		基 礎 コンクリート基礎					
GMD-1	ビ ル用マルチエアコン	形 式 天吊形	1-200		冷 0.253	10	音楽室、理科室
		冷房能力 定格 14.0 kW			暖 0.253		図工室、家庭科室
		暖房能力 定格 16.0 kW					
		付属品 ワイヤレスリモコン、他一式共					
GMO-E	ビ ル用マルチエアコン	形 式 室外機	3-200		冷 0.645	1	屋外(給食室)
		冷房能力 定格 45.0 kW			暖 0.505		
		暖房能力 定格 50.0 kW					
		付属品 臭気対応キット、他一式共					
		※機器能力は各メーカー基準より室内機能力（厨房用）を100%満たす適切な能力を選定すること。					
GME-1	ビ ル用マルチエアコン	形 式 天吊形(厨房用)	1-200		冷 0.218	3	給食室
		冷房能力 定格 14.0 kW			暖 0.204		
		暖房能力 定格 16.0 kW					
		付属品 ワイヤードリモコン、他一式共					
R-1	集中管理リモコン	形 式 タッチパネル式集中管理コントローラ	1-100			1	1F職員室
		仕 様 ファイン表示・カラータッチ画面、遠隔監視・操作					
		グループ制御・個別/一括運転・停止・異常表示・温度設定					
注記	運転特性、能力はJ I S条件による。電源容量値は参考とする。 空調機トップランナー基準改定仕様とする。冷媒ガスはオゾン破壊係数ゼロとする。 室外機―室内機間の2次側配線は冷媒管と抱き合わせの上本工事とする。 リモコン配線共本工事とする。 室外機はS U S製ボルトにて固定、Wナットにて締め付けの事。アンカーはケミカルアンカー仕様。 機器は同等品以上とする。室外機防振ゴムシート（t＝1 0以上）を敷くこと。 機器の製作仕様は国土交通省仕様とする。但し該当しない機器については製造者標準仕様とする。						

施 業

NISSHIN
SEKKEI
目新設計株式会社

三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No.265708 出口基樹

Job Title

津市立育生小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事

DATE

Drawing Title

空調機器表

SCALE

A2: NS A3: NS

設計担当者

一級建築士
No.215909
園分恵之

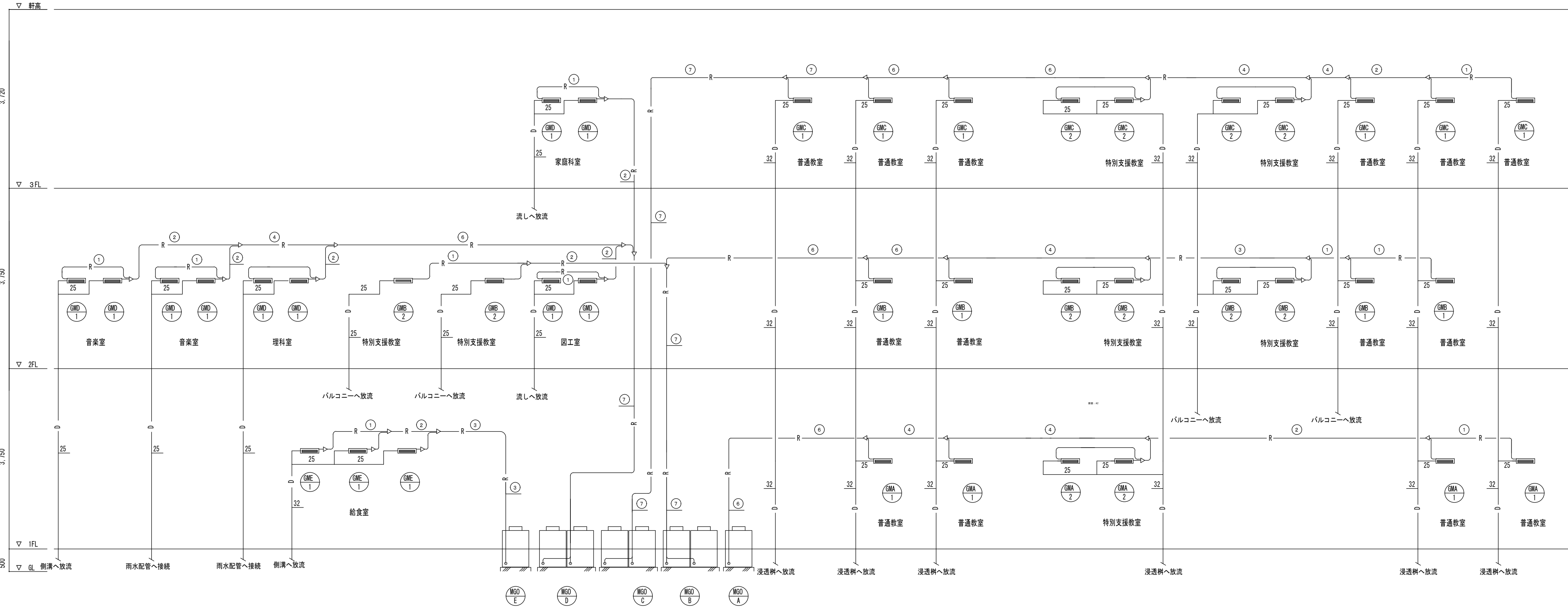
二級建築士
No.10498
多湖弘樹

M-04
原図: A2

冷媒配管リスト

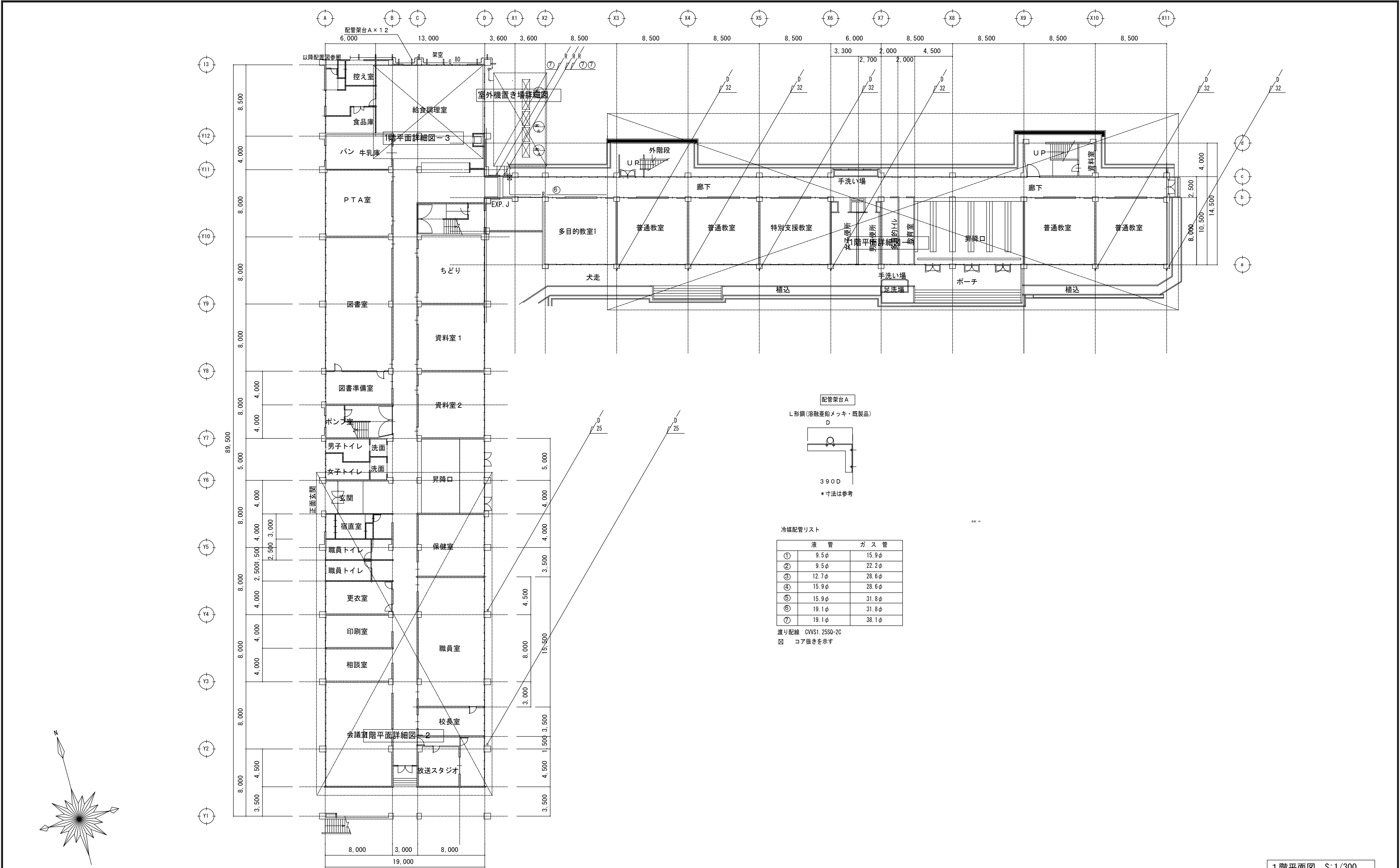
	液 管	ガ ス 管
①	9.5φ	15.9φ
②	9.5φ	22.2φ
③	12.7φ	28.6φ
④	15.9φ	28.6φ
⑤	15.9φ	31.8φ
⑥	19.1φ	31.8φ
⑦	19.1φ	38.1φ

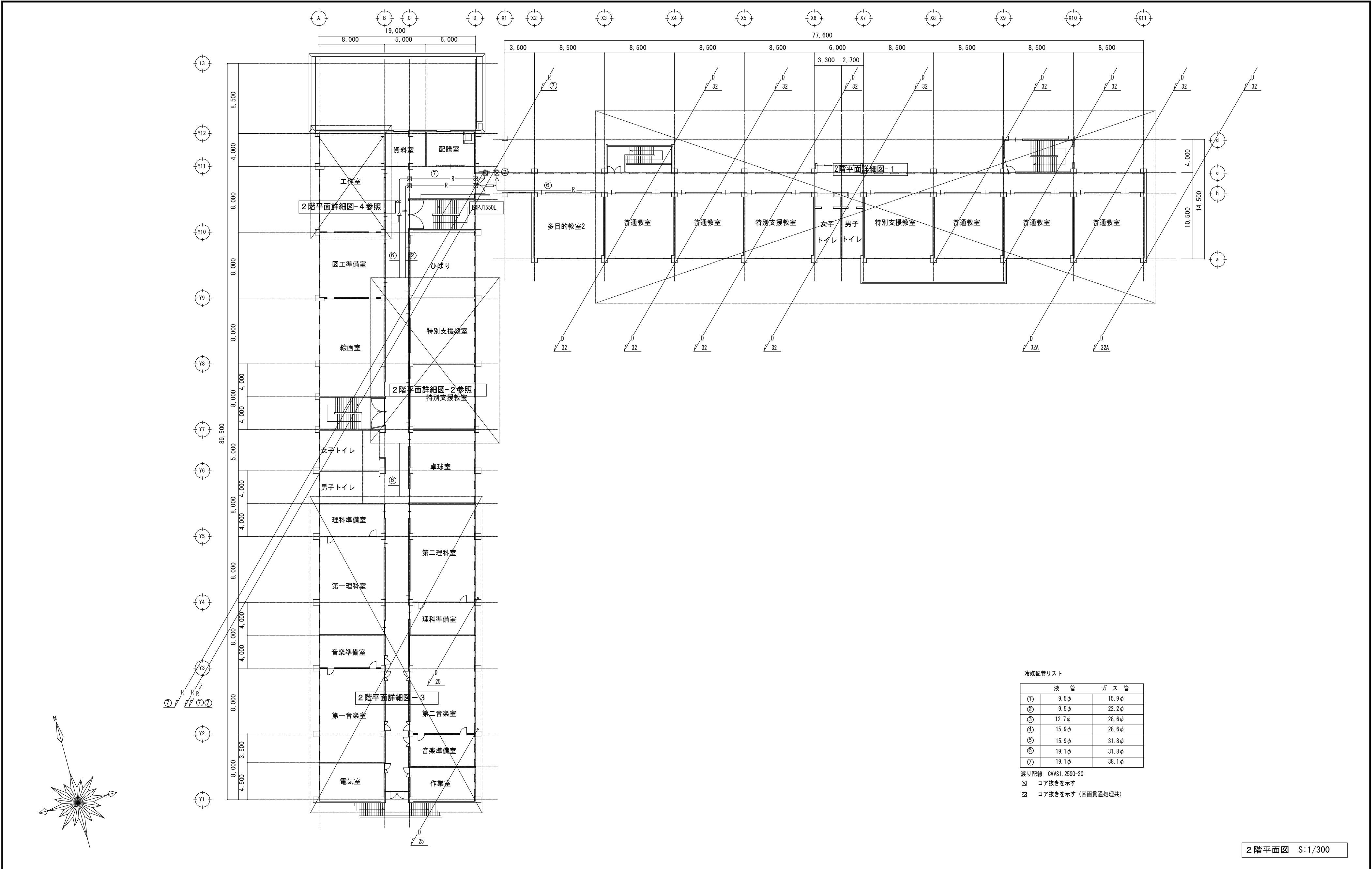
渡り配線 CWS1.25SQ-2C

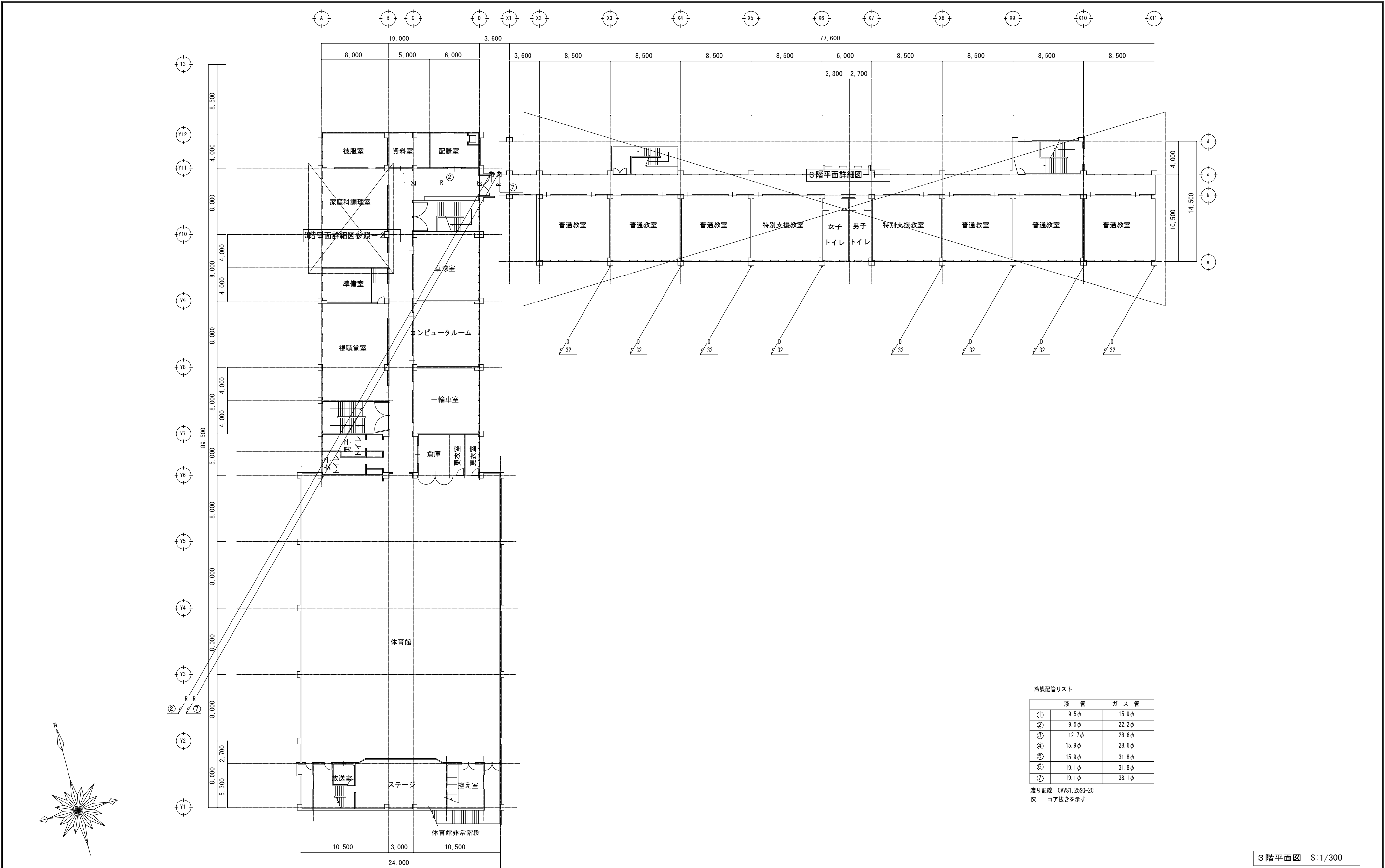


空調系統図

備考		NISSHIN SEKKEI 目新設計株式会社 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹	Job Title 津市立育生小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事		DATE	
			Drawing Title 系統図 空調設備		SCALE	
			設計担当者		NS	
			二級建築士 No.215909 関分恵之	二級建築士 No.10498 多湖弘樹	M-05 原図：A2	







備考		NISSHIN SEKKEI 日新設計株式会社 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹	Job Title 津市立育生小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事		DATE	
			Drawing Title 3階平面図 空調設備		SCALE	
			設計担当者		A2:1/300 A3:1/420	
			一級建築士 No.215909 園分恵之	二級建築士 No.10498 多湖弘樹	M-O 8 原図: A2	

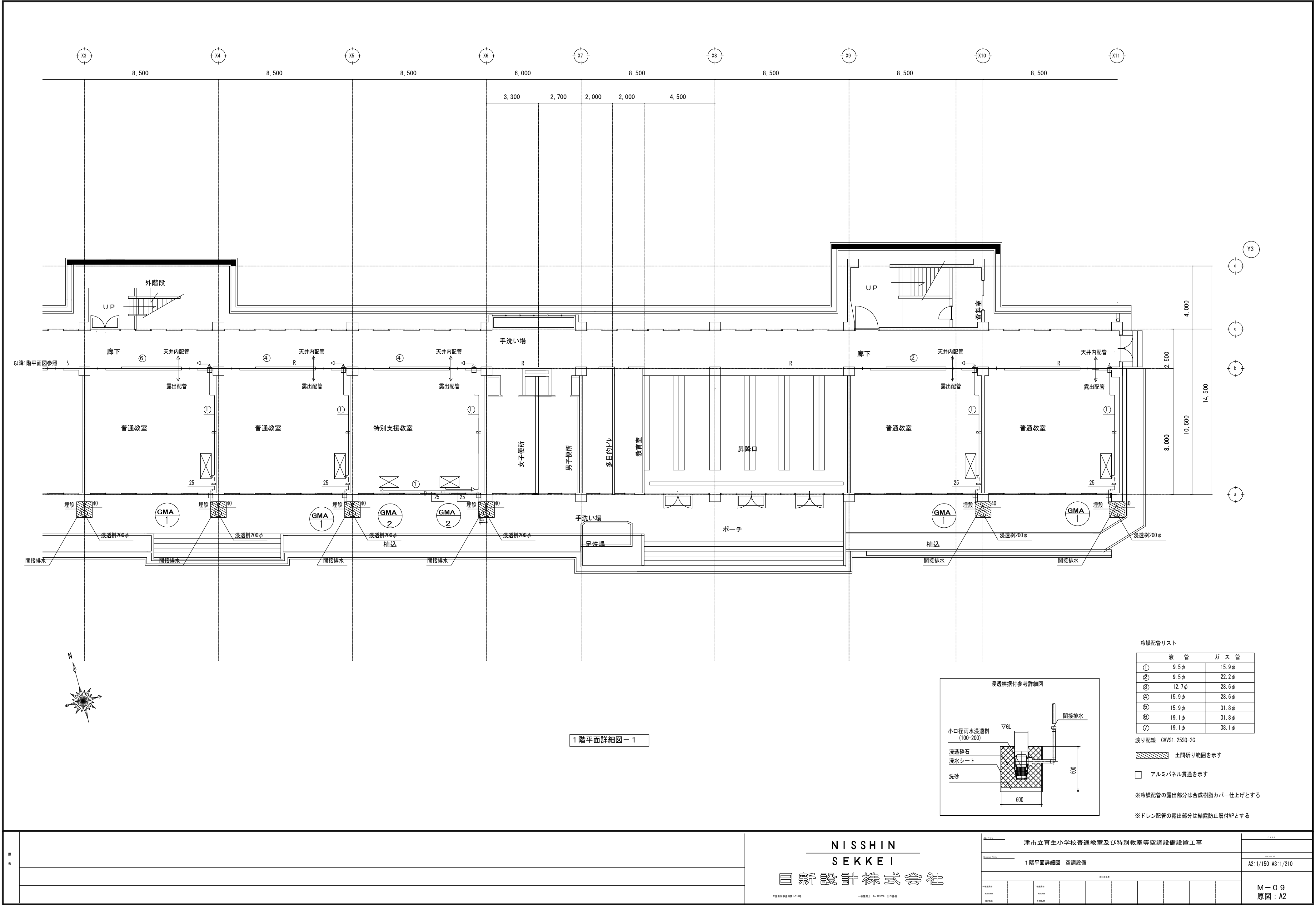
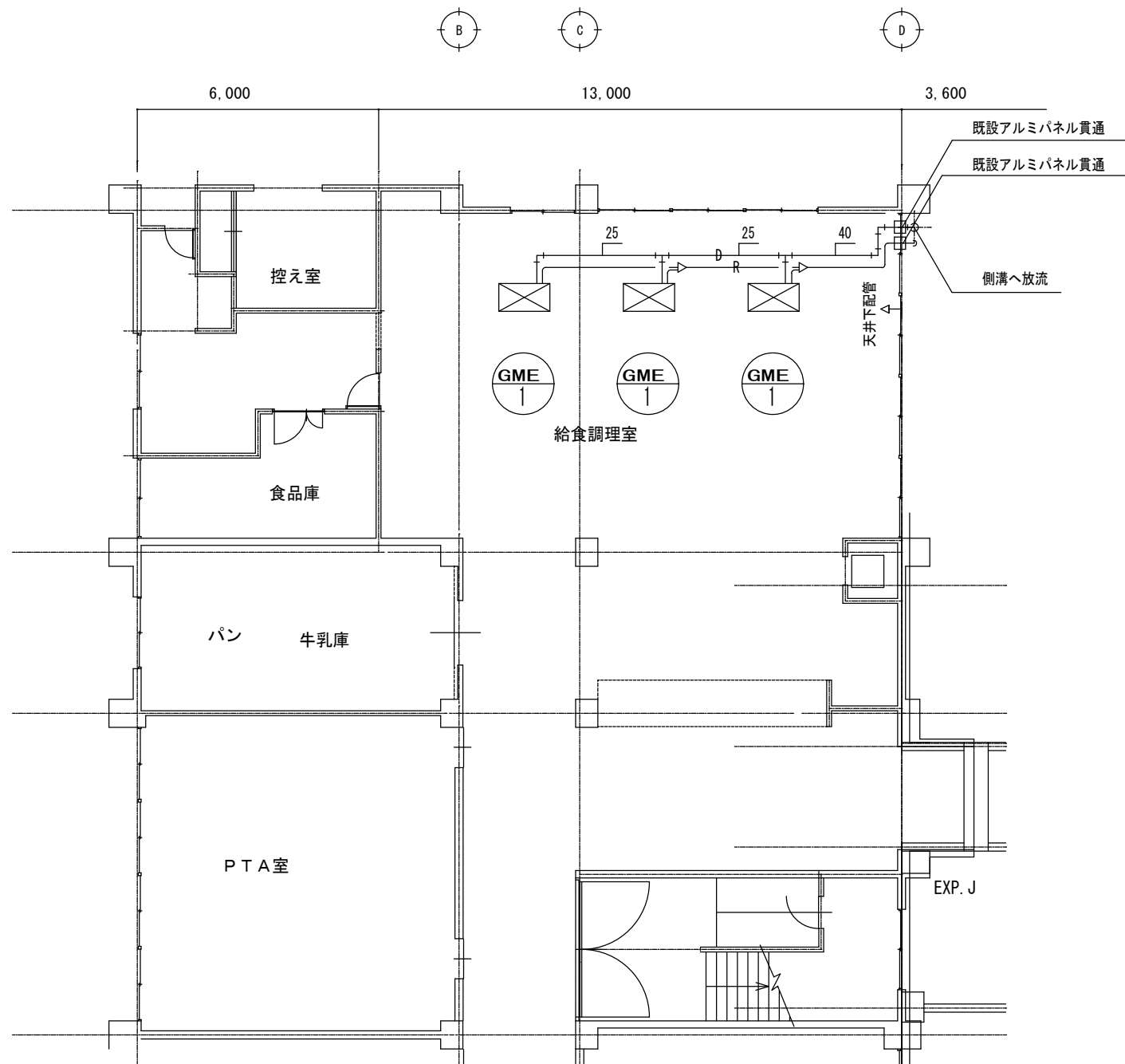


図 番	

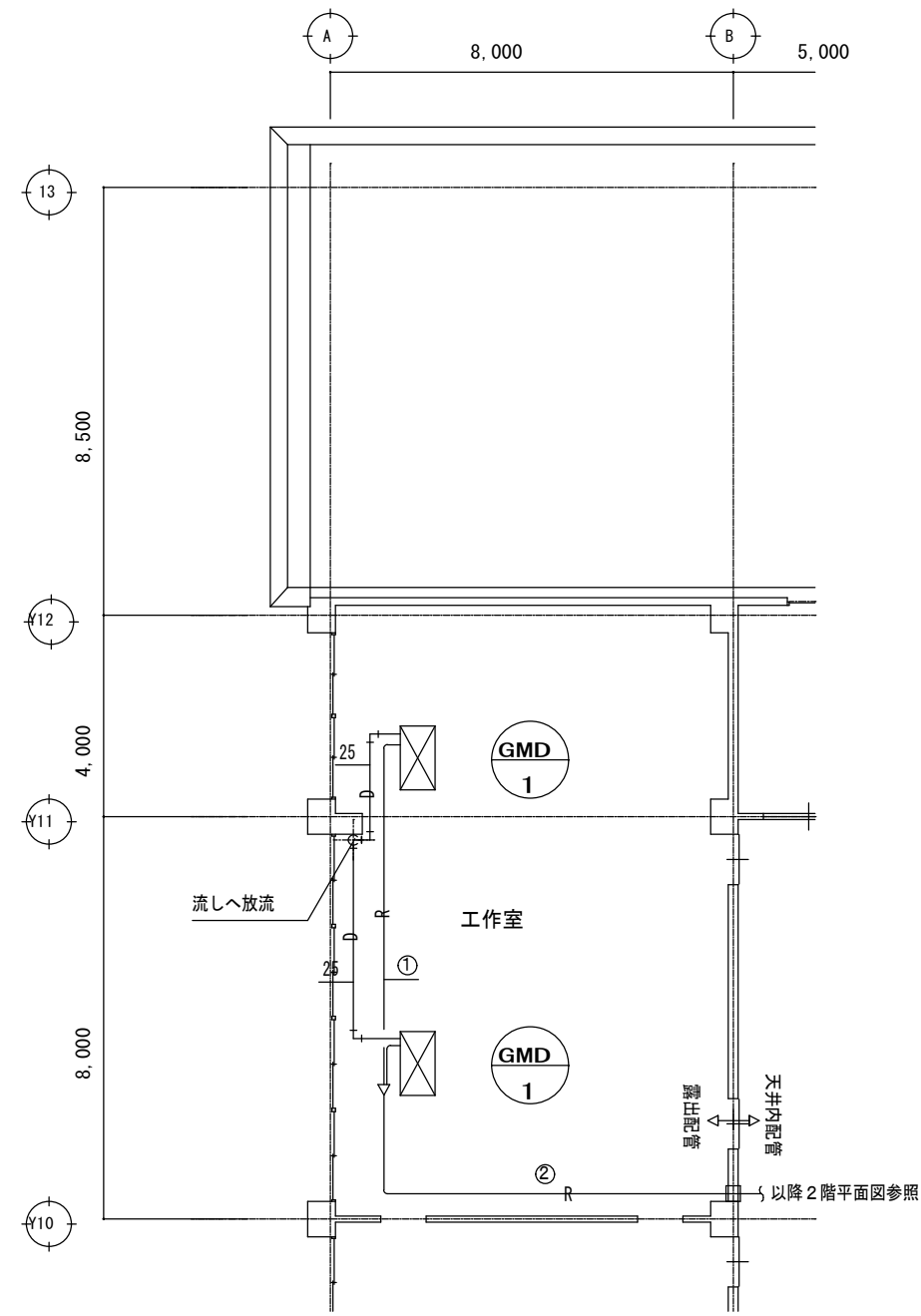
NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社

〒250-0292 静岡県静岡市清水区大井町1-1-1
TEL 054-250-1111 FAX 054-250-1112

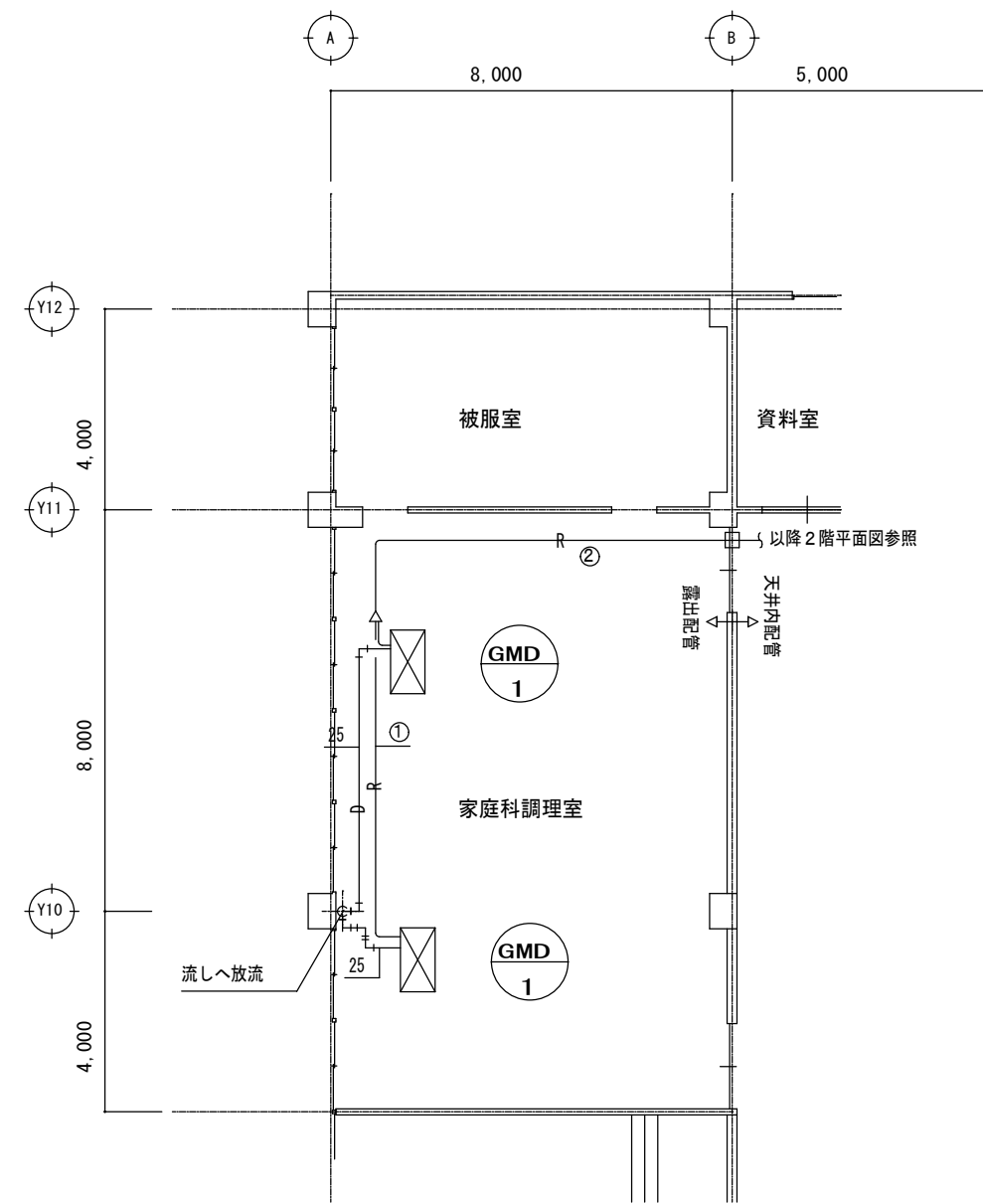
津市立育生小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事		図 名
1階平面詳細図 空調設備		図 尺
		A2:1/150 A3:1/210
図中記号		M-09 原図: A2



1 階平面詳細図-4



2 階平面詳細図-4



3 階平面詳細図-2

冷媒配管リスト

	液 管	ガ ス 管
①	9.5φ	15.9φ
②	9.5φ	22.2φ
③	12.7φ	28.6φ
④	15.9φ	28.6φ
⑤	15.9φ	31.8φ
⑥	19.1φ	31.8φ
⑦	19.1φ	38.1φ

渡り配線 CVVS1.25SQ-20

□ アルミパネル貫通を示す

※冷媒配管の露出部分は合成樹脂カバー仕上げとする

※ドレン配管の露出部分は結露防止層付VPとする

図 番	

NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社

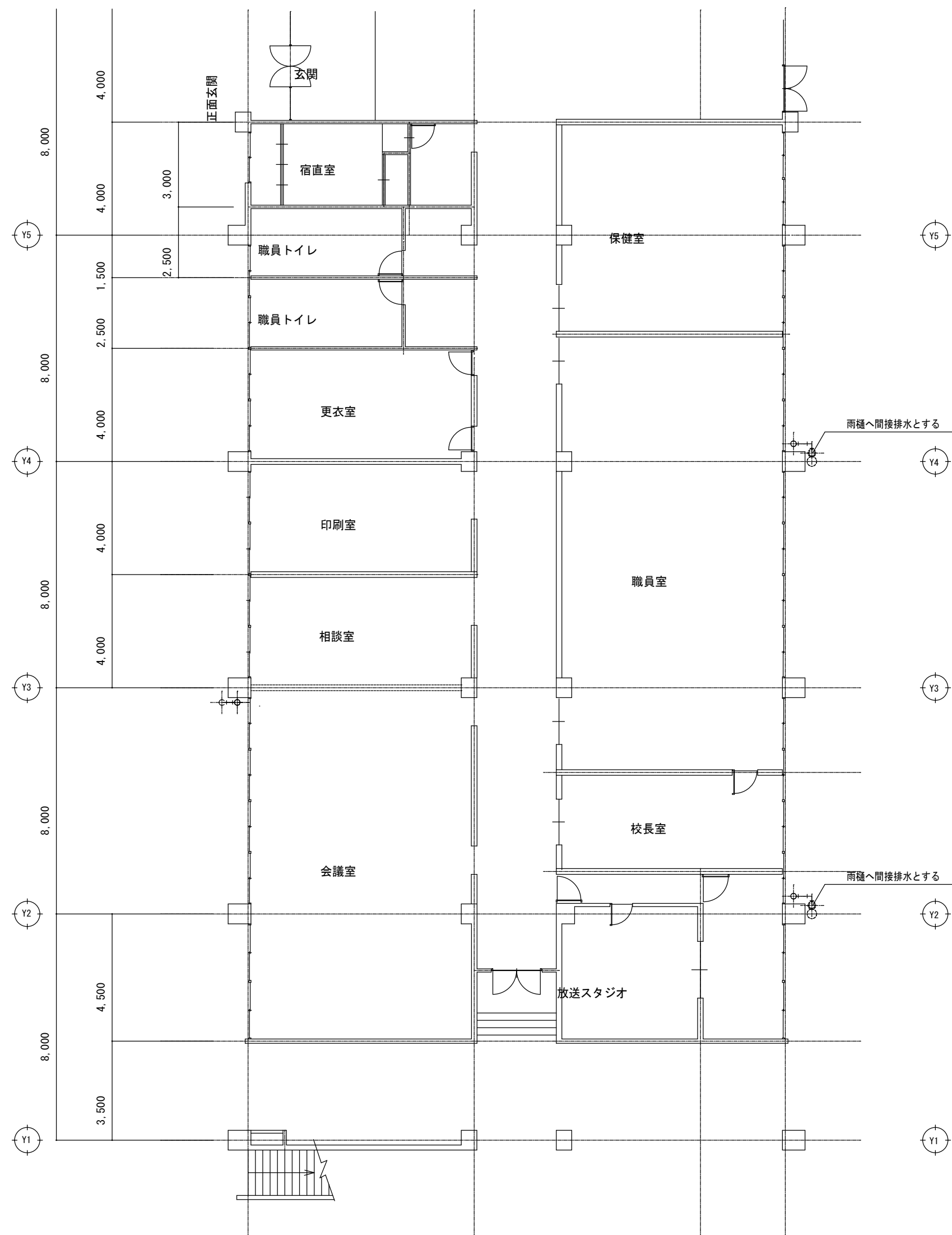
〒250-0292 静岡県静岡市清水区

〒105-8501 東京都港区新橋

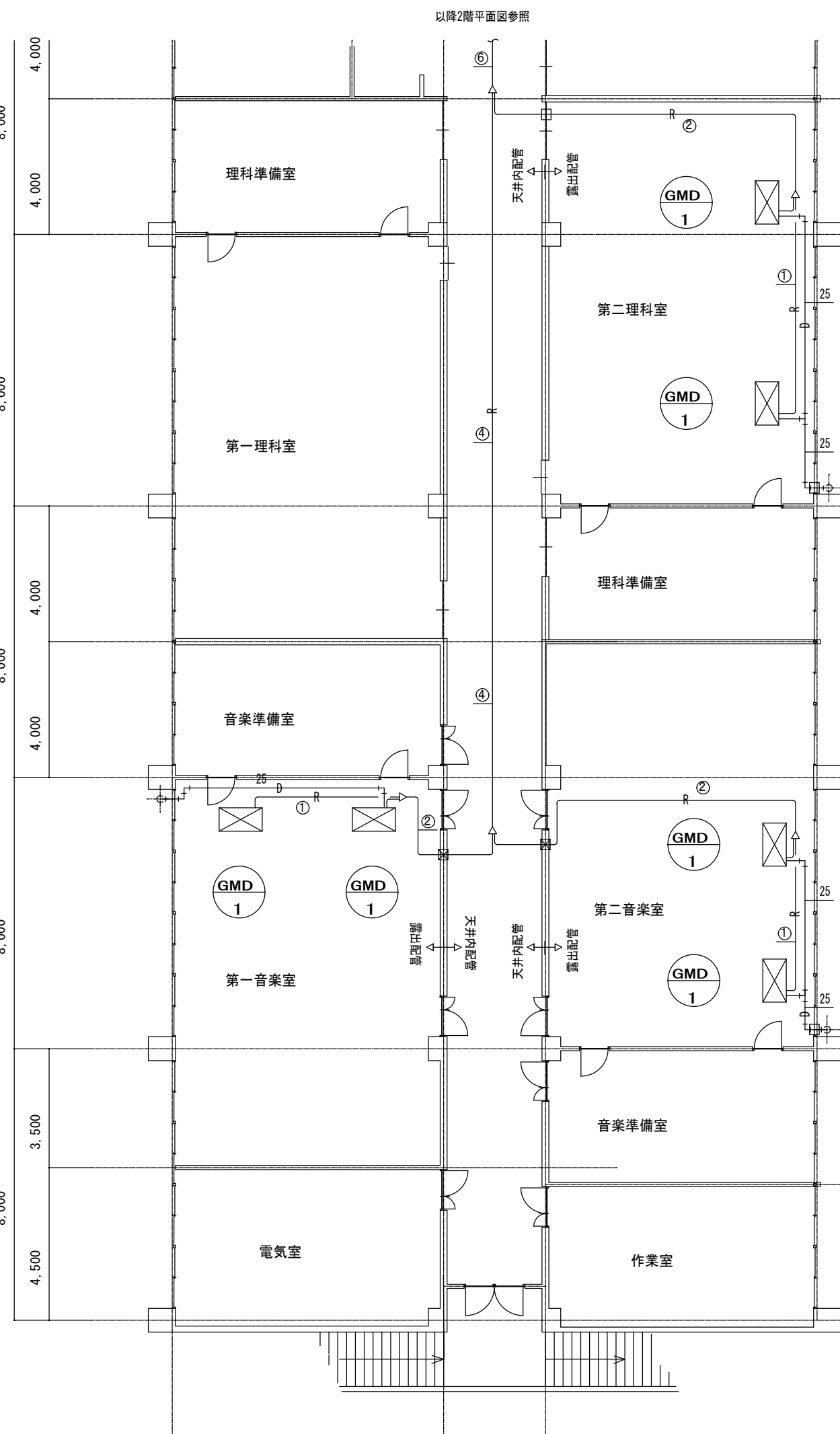
津市立育生小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事
1・2・3 階平面詳細図 空調設備

図面番	250292-001	二階平面図																		
図面番	250292-002	三階平面図																		

原図 : A2
M-10
原図 : A2



1階平面詳細図－2



2階平面詳細図－3

冷媒配管リスト

	液 管	ガ ス 管
①	9.5φ	15.9φ
②	9.5φ	22.2φ
③	12.7φ	28.6φ
④	15.9φ	28.6φ
⑤	15.9φ	31.8φ
⑥	19.1φ	31.8φ
⑦	19.1φ	38.1φ

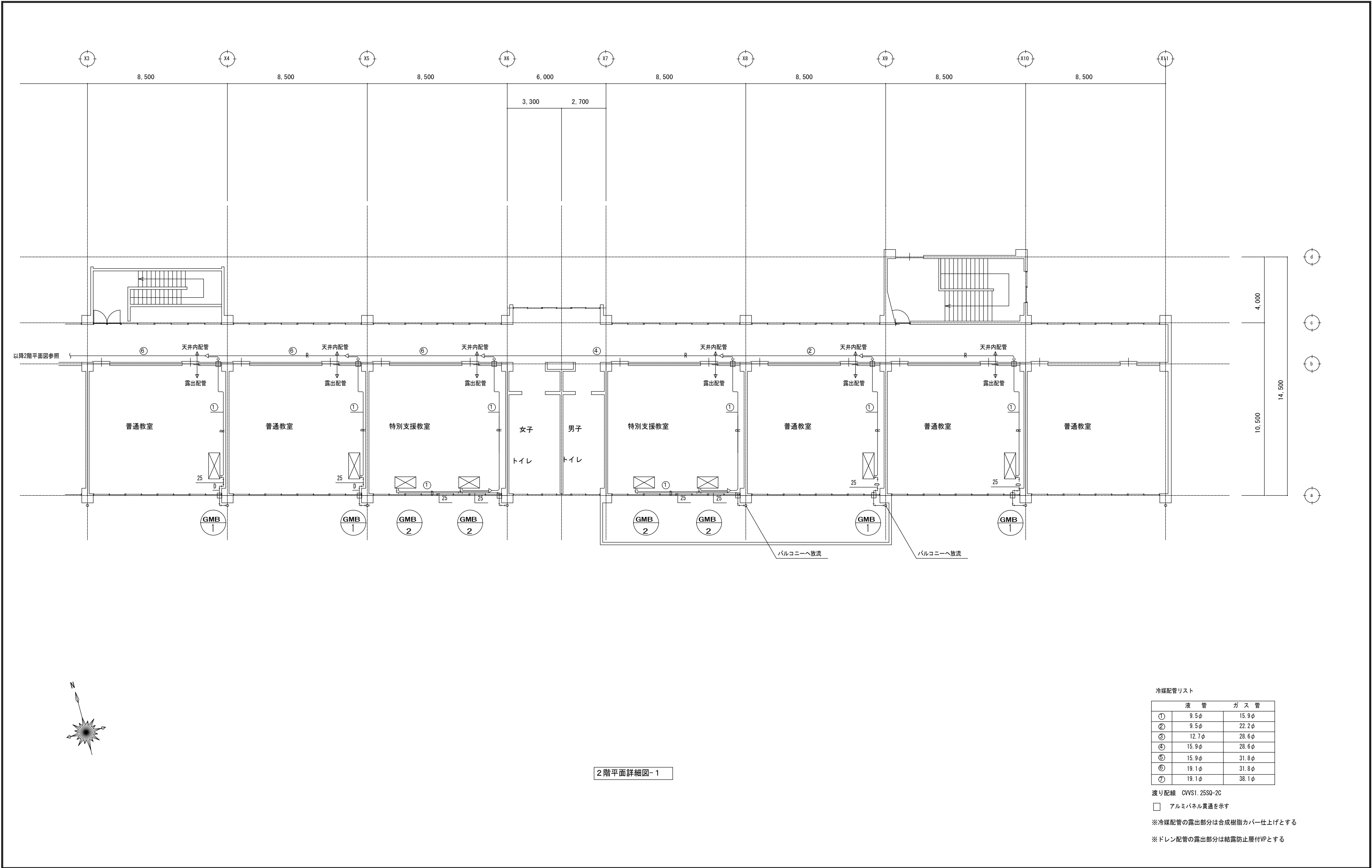
渡り配線 CWS1.25SQ-2C

□ アルミパネル貫通を示す

☒ コア抜きを示す

※冷媒配管の露出部分は合成樹脂カバー仕上げとする

※ドレン配管の露出部分は結露防止層付VPとする



2階平面詳細図-1

冷媒配管リスト

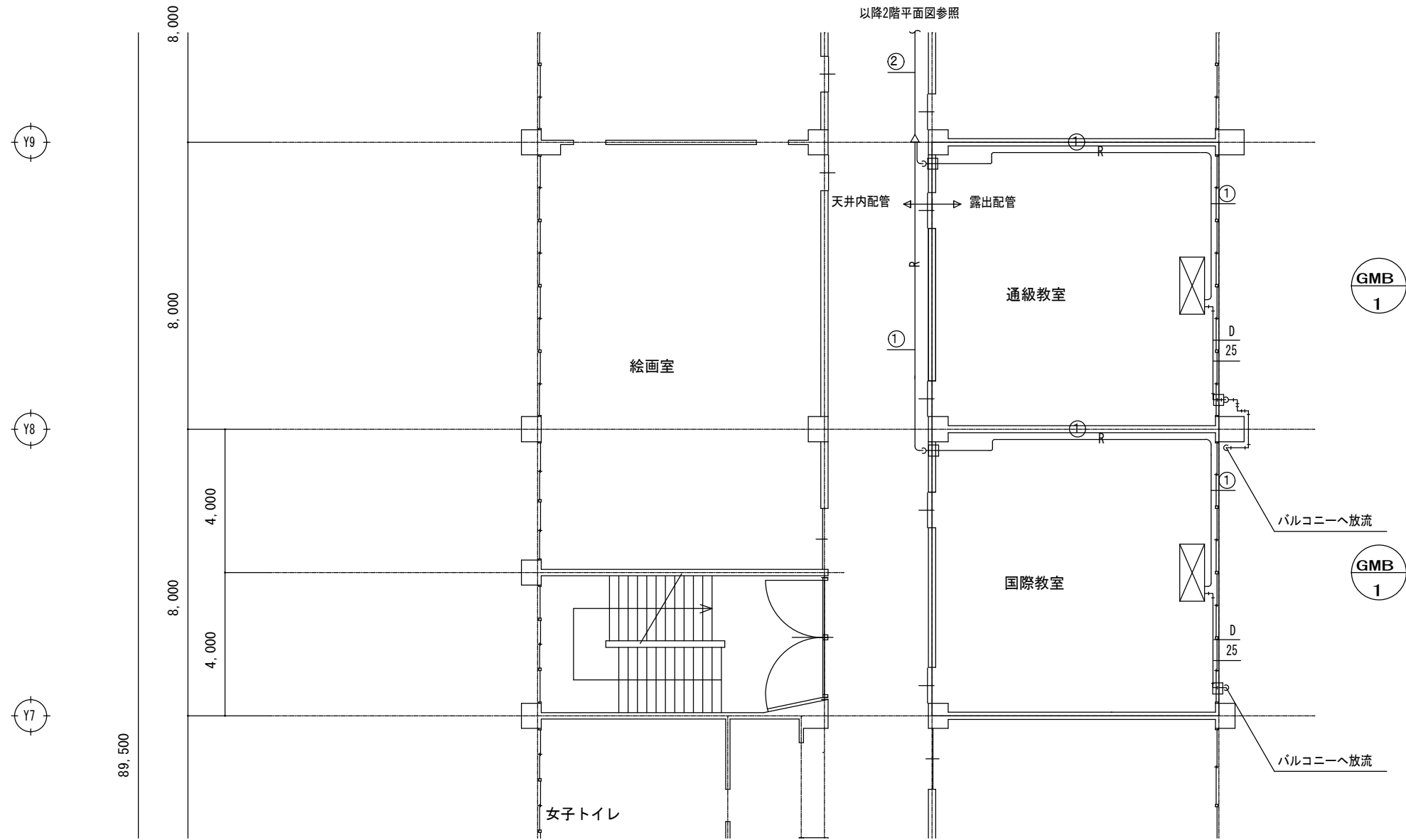
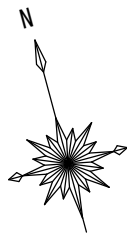
	液 管	ガ ス 管
①	9.5φ	15.9φ
②	9.5φ	22.2φ
③	12.7φ	28.6φ
④	15.9φ	28.6φ
⑤	15.9φ	31.8φ
⑥	19.1φ	31.8φ
⑦	19.1φ	38.1φ

渡り配線 CVVS1.25SQ-2C

□ アルミハネル貫通を示す

※冷媒配管の露出部分は合成樹脂カバー仕上とする

※ドレン配管の露出部分は結露防止層付VPとする



2階平面詳細図-2

冷媒配管リスト

液 管		ガ ス 管
①	9.5φ	15.9φ
②	9.5φ	22.2φ
③	12.7φ	28.6φ
④	15.9φ	28.6φ
⑤	15.9φ	31.8φ
⑥	19.1φ	31.8φ
⑦	19.1φ	38.1φ

渡り配線 CVVS1.25SQ-2C

□ アルミパネル貫通を示す

※冷媒配管の露出部分は合成樹脂カバー仕上げとする

※ドレン配管の露出部分は結露防止層付VPとする

備 考	

NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社

三重県知事登録第1-518号

一般建築士 第1-26576号 設計業務

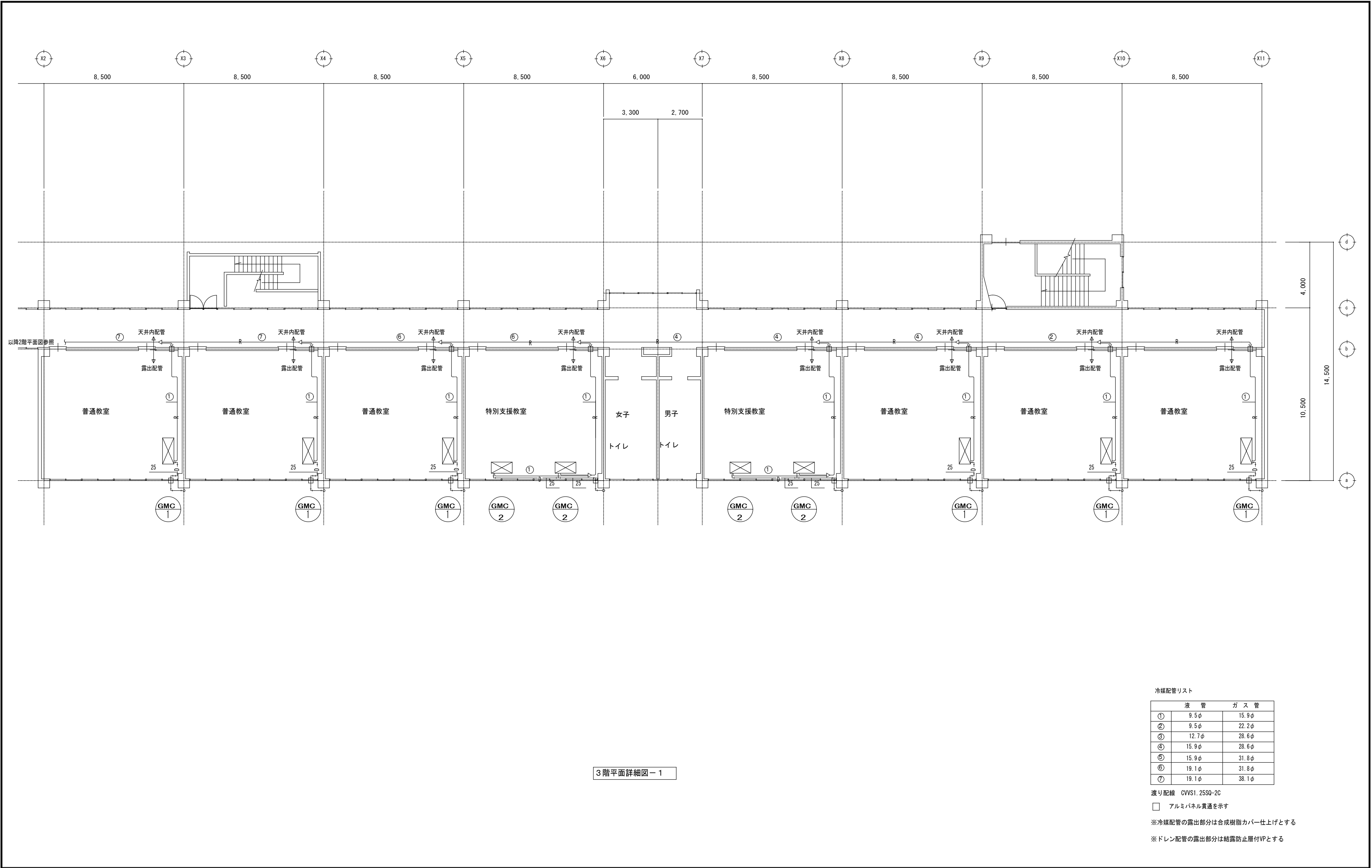
津市立育生小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事

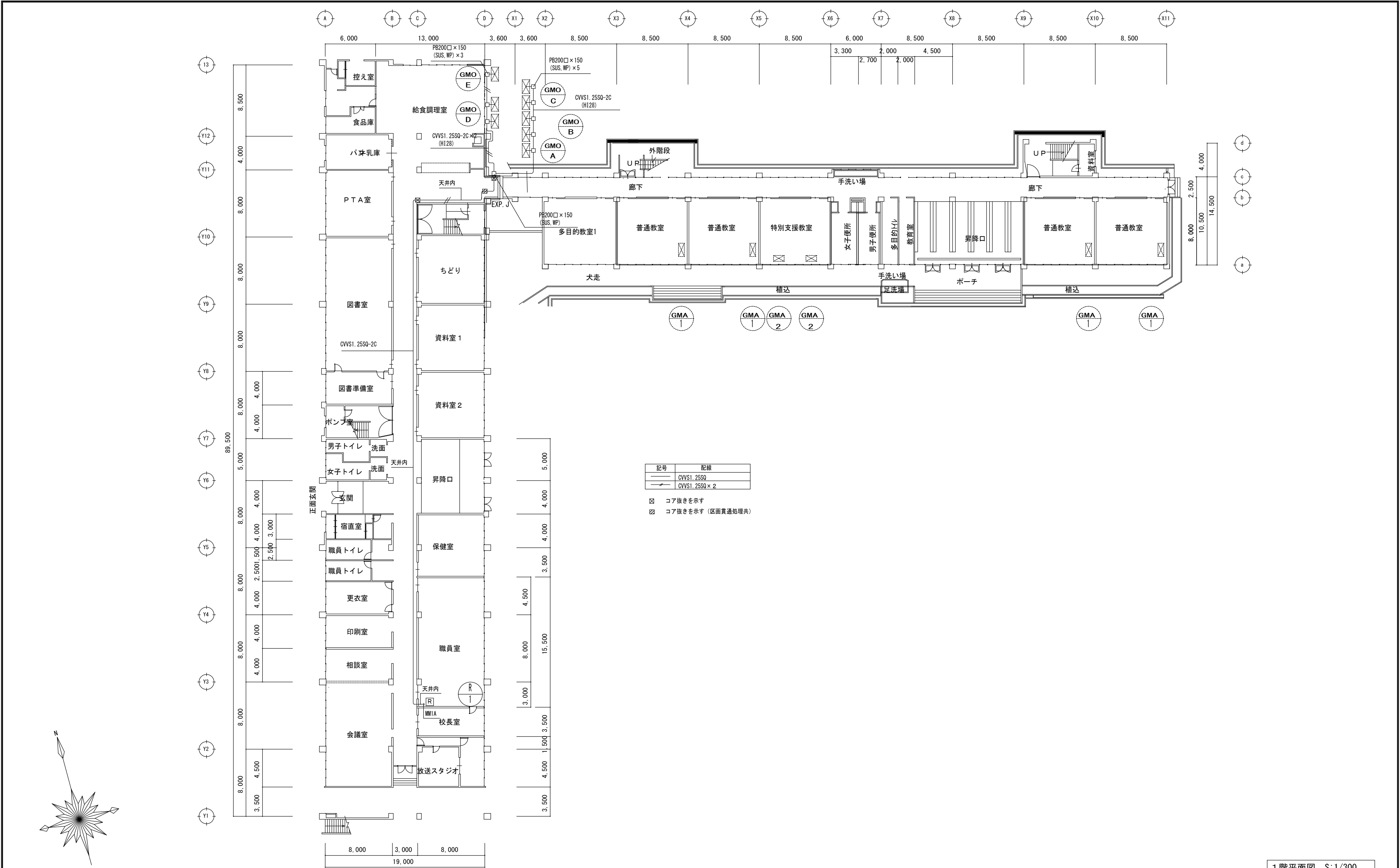
2階平面詳細図2 空調設備

A2:1/150 A3:1/210

図面内容表							
一般建築士 第1-26576号	二級建築士 第1-1000号						
設計者 日新設計							

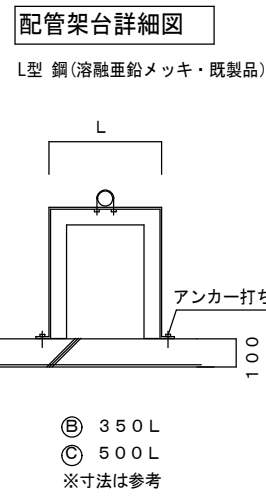
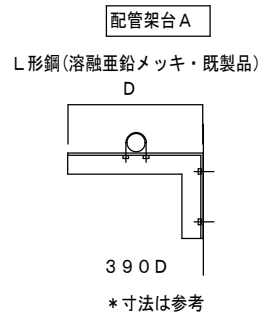
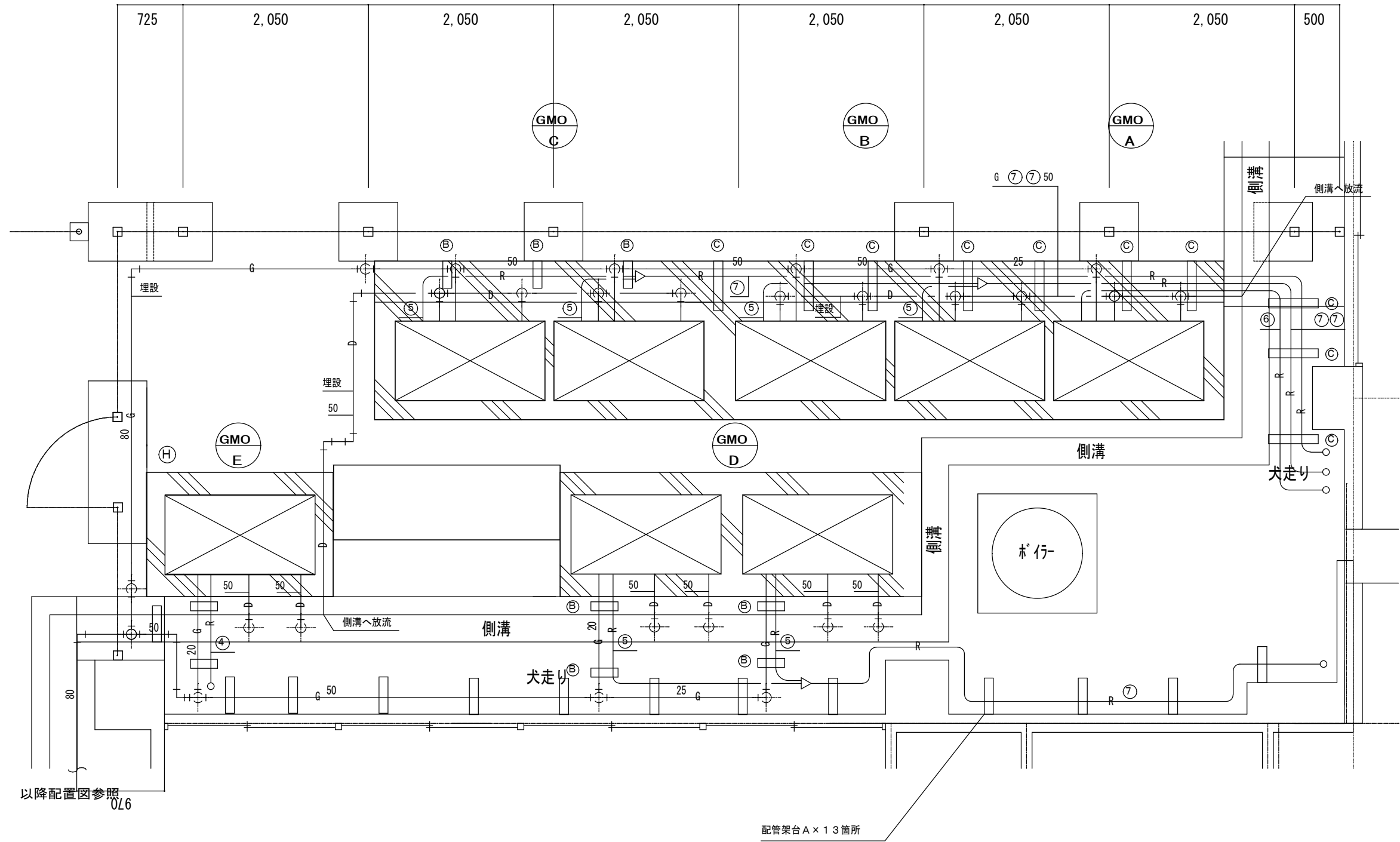
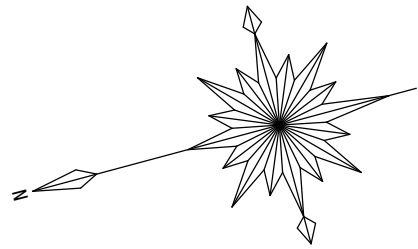
M-13
原図：A2





1 階平面図 S:1/300

備考		NISSHIN SEKKEI 日新設計株式会社 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹	Job Title 津市立育生小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事						DATE	
			Drawing Title 1 階平面図 空調制御設備						SCALE	
			設計担当者						A2:1/300 A3:1/420	
			一級建築士 No.215909 関分恵之	二級建築士 No.10498 多湖弘樹					M-15 原図:A2	



冷媒配管リスト

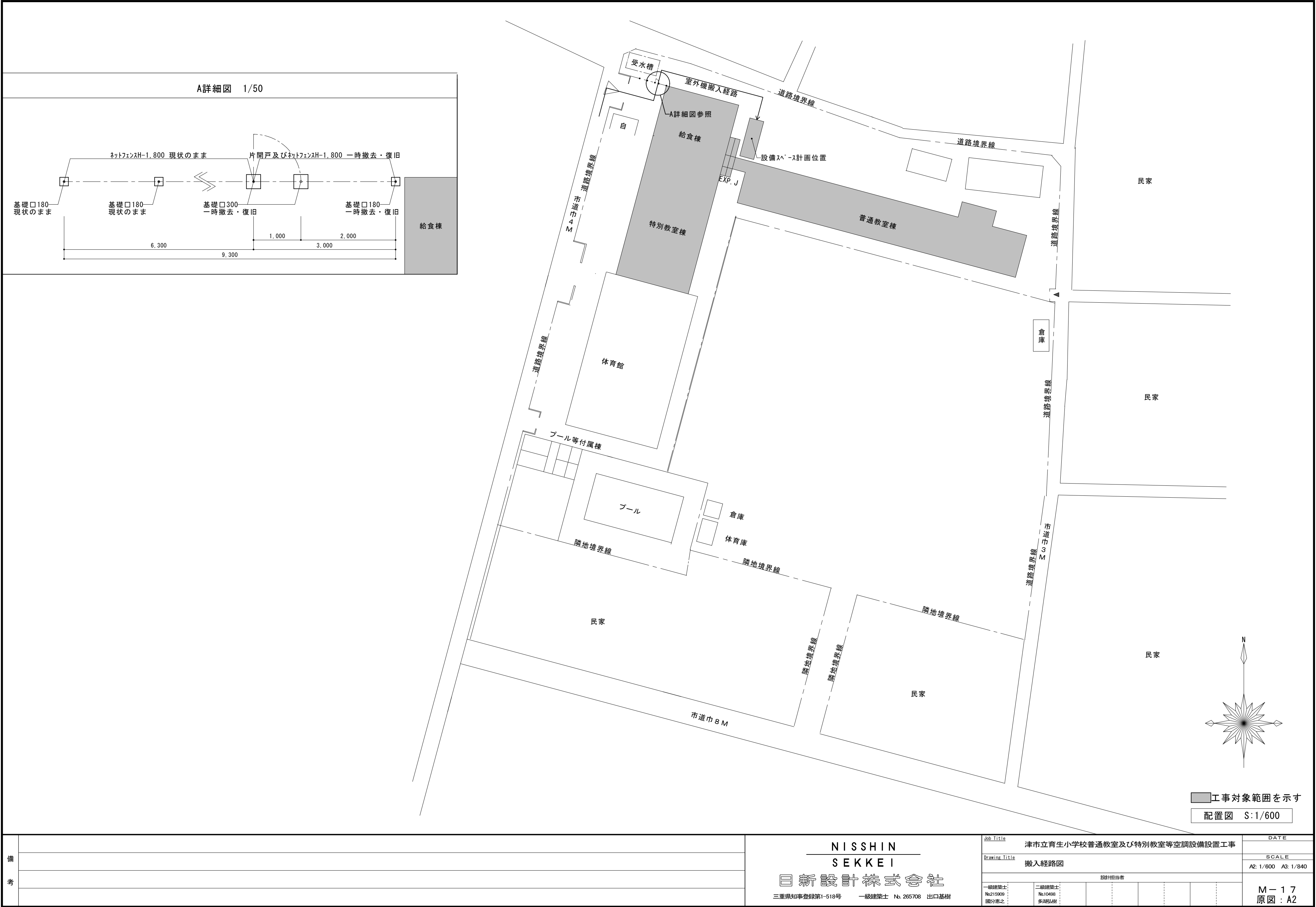
	液 管	ガ ス 管
①	9.5φ	15.9φ
②	9.5φ	22.2φ
③	12.7φ	28.6φ
④	15.9φ	28.6φ
⑤	15.9φ	31.8φ
⑥	19.1φ	31.8φ
⑦	19.1φ	38.1φ

渡り配線 CVWS1.25SQ-2C
(H) ABC10号消火器 (SUS露出BOX共) を示す

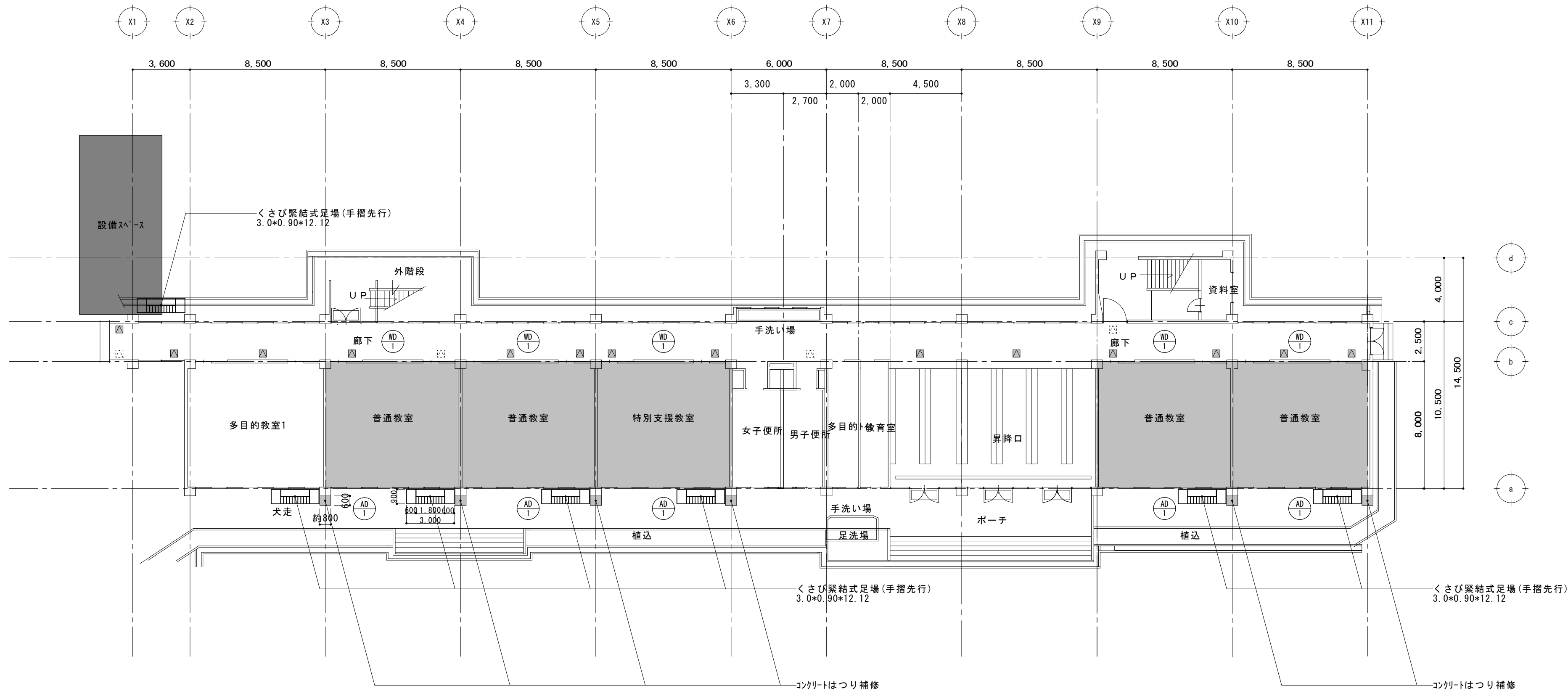
備 考	

NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社
三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title		津市立育生小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事					
Drawing Title		機械室へ2通り詳細図 空調設備					
		設計担当者					
一級建築士 No.215909 園分恵之		二級建築士 No.10498 多湖弘樹					



■	新設	天井点検口450*450 7ℓ製
■	既存	天井点検口450*450 7ℓ製



■工事対象範囲を示す

1 階平面図 S:1/200

備考	

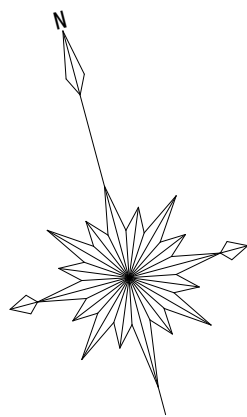
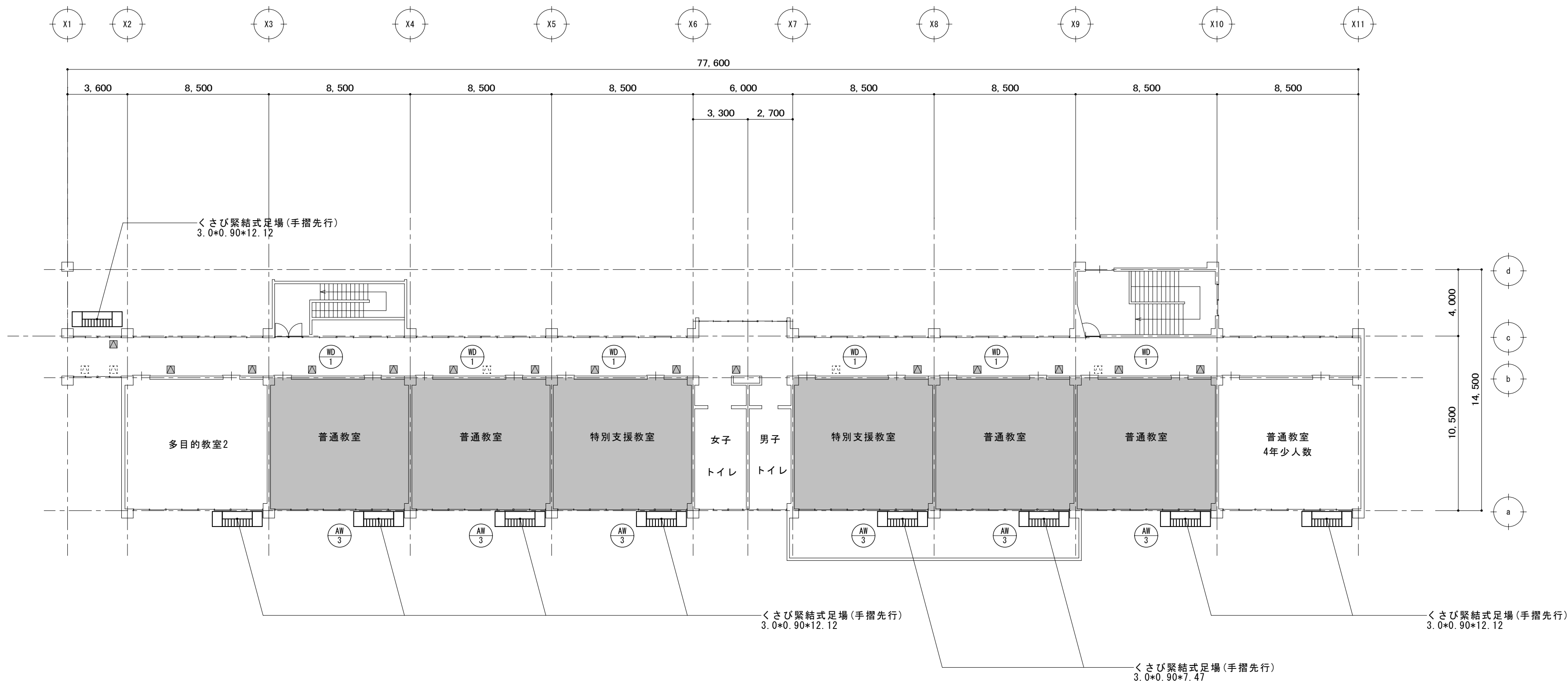
NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社

三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title		津市立育生小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事			
Drawing Title		<普通教室棟>1 階平面図			
		設計担当者			
一級建築士 No.215909 関分恵之	二級建築士 No.10498 多淵弘樹				

DATE
SCALE
A2: 1/200 A3: 1/280
M-18 原図: A2

■	新設	天井点検口450*450 7ℓ製
□	既存	天井点検口450*450 7ℓ製

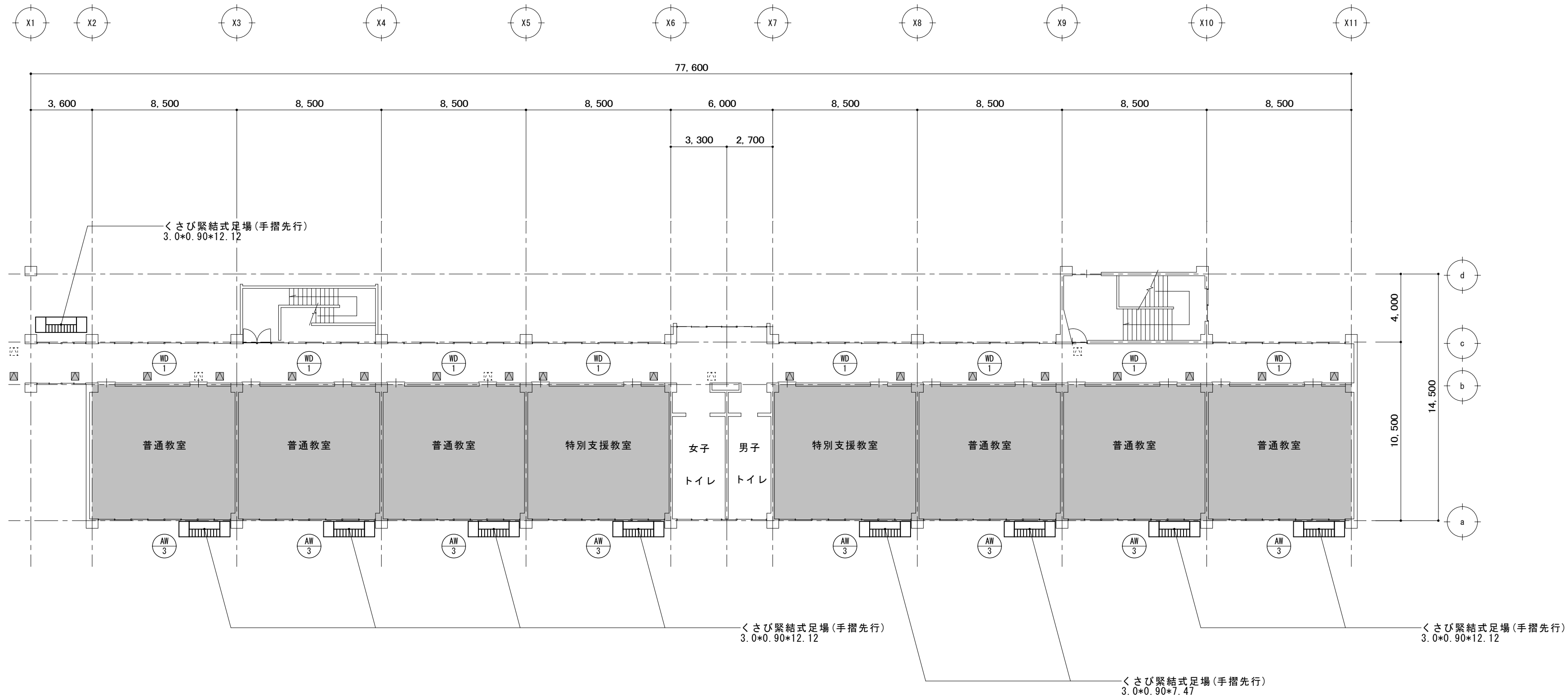


■ 工事対象範囲を示す

2階平面図 S:1/200

備考		NISSHIN SEKKEI 日新設計株式会社 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹	Job Title 津市立育生小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事 Drawing Title ＜普通教室棟＞2階平面図 設計担当者 一級建築士 No.215909 関分恵之 二級建築士 No.10498 多岐弘樹	DATE SCALE A2: 1/200 A3: 1/280 M-19 原図: A2

■	新設	天井点検口450*450 7ℓ製
□	既存	天井点検口450*450 7ℓ製

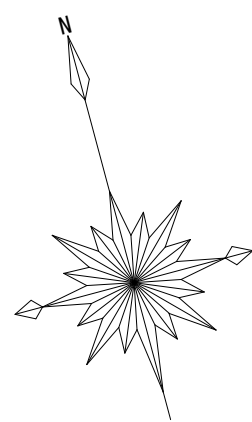


■ 工事対象範囲を示す

3 階平面図 S:1/200

備考		NISSHIN SEKKEI 日新設計株式会社 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹	Job Title 津市立育生小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事 Drawing Title 〈普通教室棟〉3 階平面図 設計担当者 一級建築士 No.215009 國分恵之 一級建築士 No.10498 多田昭弘樹	DATE SCALE A2: 1/200 A3: 1/280 M-20 原図: A2

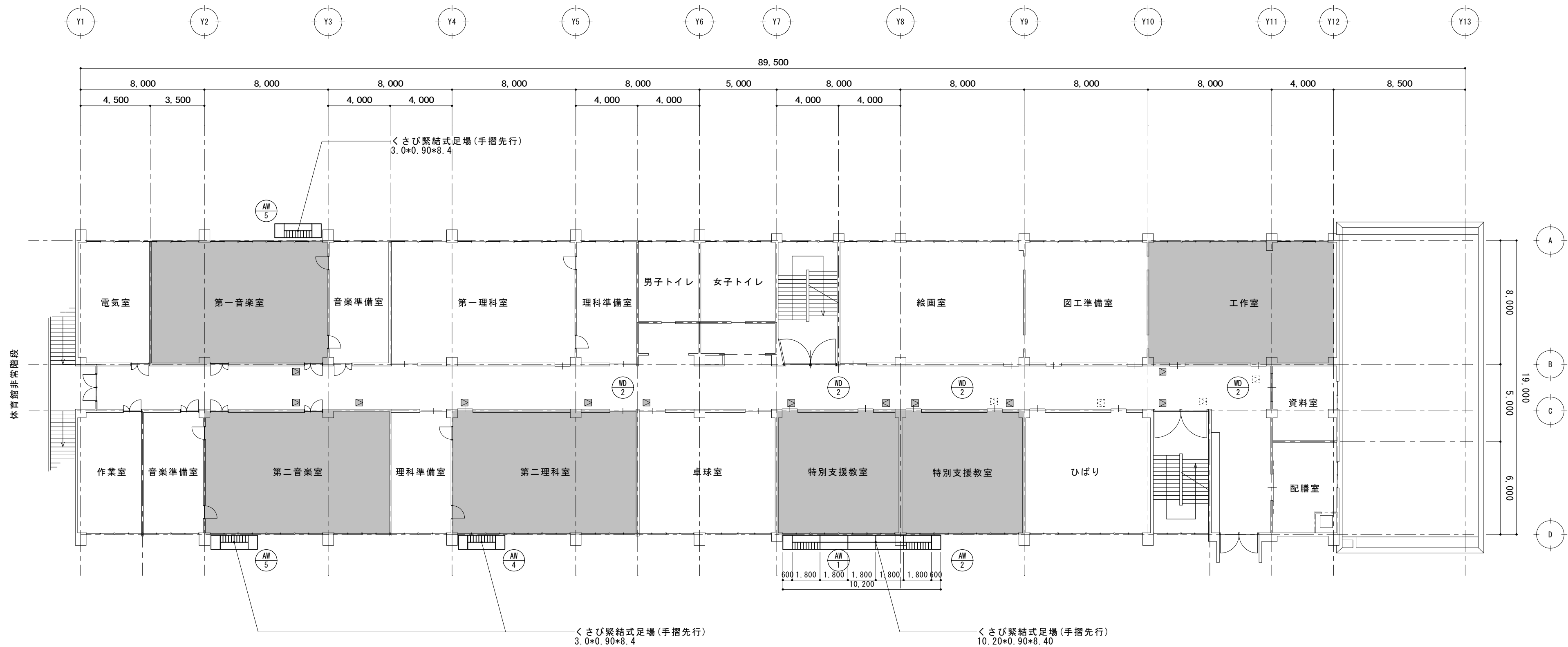
Architectural floor plan of the 1st floor of a school building. The plan shows a long rectangular layout with various rooms including a meeting room, consultation room, printing room, locker room, staff restrooms, principal's office, staff room, health room, elevator, library, PTA room, kitchen, food service room, and a broadcast studio. Dimensions are provided for the overall building (89,500 x 19,000) and individual rooms. A grid system (Y1-Y13 and A-D) is used for reference. Key features include a main entrance (正面玄関), a pump room (ポンプ室), and a food service room (給食調理室).



1 階平面図 S:1/200

備 考		NISSHIN SEKKEI 目新設計株式会社 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹	Job Title		津市立育生小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事					DATE	
			Drawing Title		<特別教室棟>1 階平面図					SCALE	
					設計担当者					A2: 1/200 A3: 1/280	
			一級建築士 No.215908 國分恵之	二級建築士 No.10498 多田昭弘樹							M-21 原図: A2

■	新設	天井点検口450*450 7ℓ製
□	既存	天井点検口450*450 7ℓ製

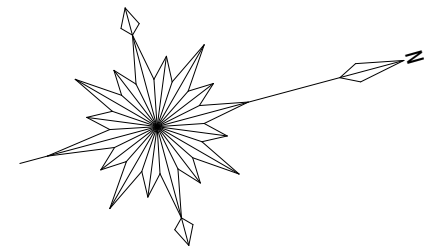
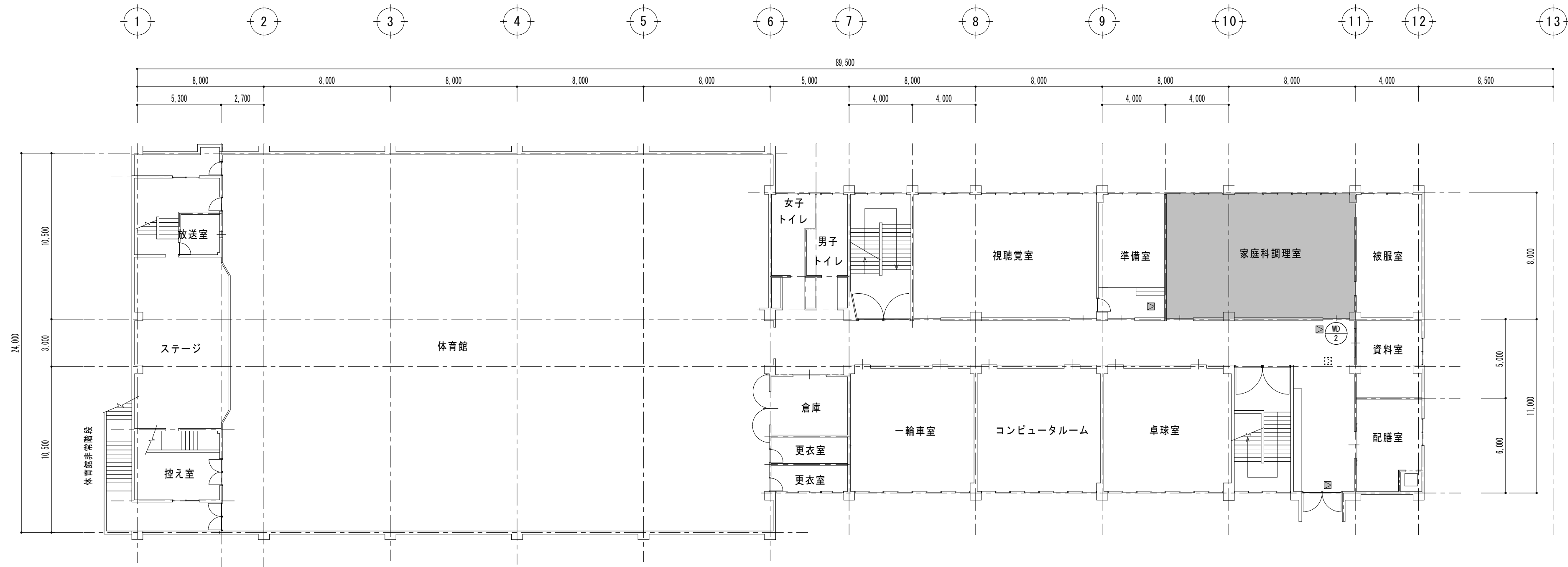


■工事対象範囲を示す

2階平面図 S:1/200

備考		NISSHIN SEKKEI 日新設計株式会社 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹	Job Title 津市立育生小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事 Drawing Title 〈特別教室棟〉2階平面図 設計担当者 一級建築士 No.215909 関分恵之 二級建築士 No.10498 多岐弘樹	DATE SCALE A2: 1/200 A3: 1/280 M-22 原図: A2

■	新設	天井点検口450*450 7ℓ製
▨	既存	天井点検口450*450 7ℓ製



■工事対象範囲を示す

3階平面図 S:1/200

備考		NISSHIN SEKKEI 日新設計株式会社 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹	Job Title 津市立育生小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事 Drawing Title ＜特別教室棟＞3階平面図 設計担当者 一級建築士 No.215909 國分憲之 二級建築士 No.10498 多湖昭弘樹	DATE
				SCALE
				A2: 1/200 A3: 1/280
				M-23 原図: A2

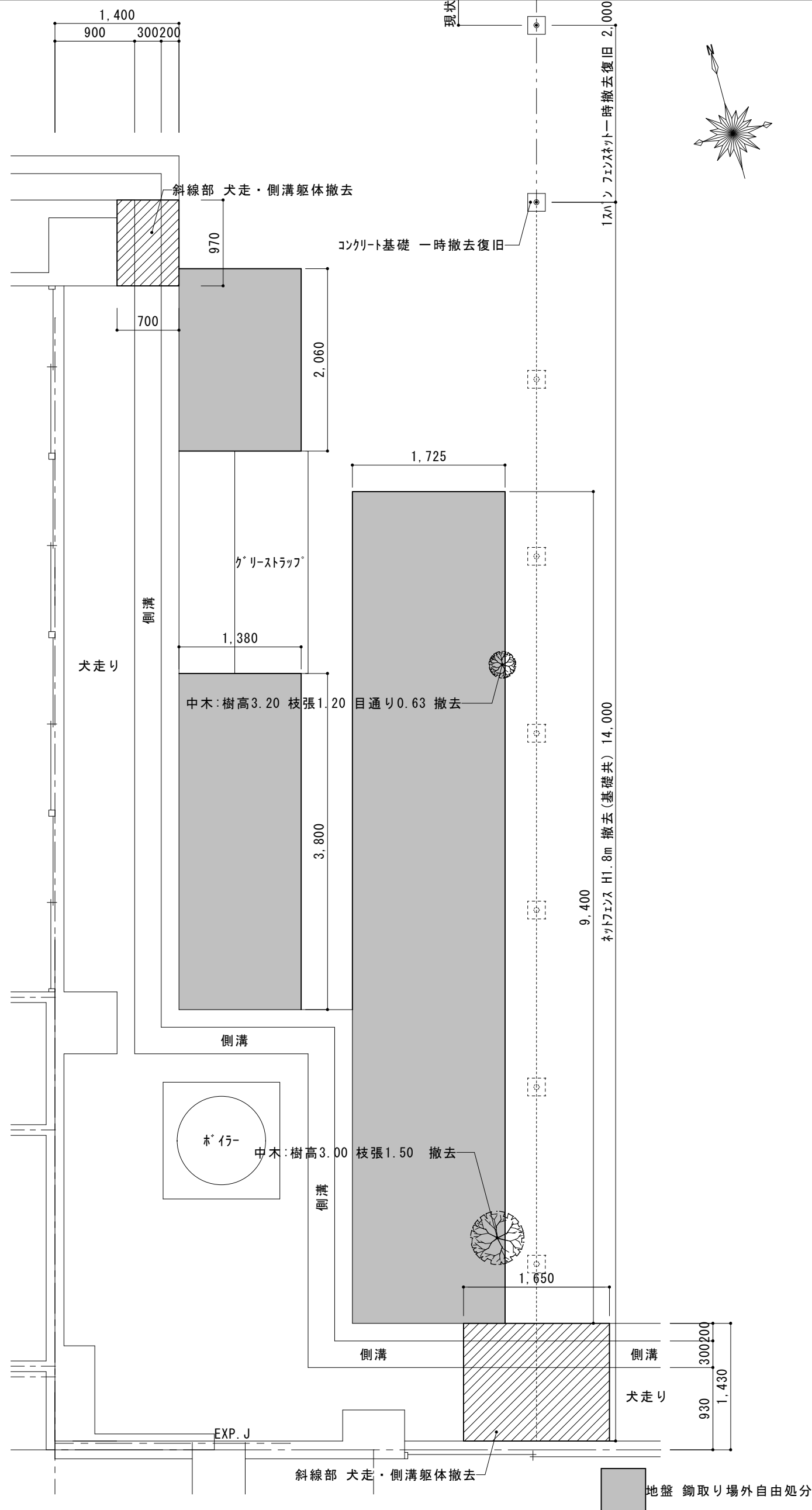
		改 修 前		改 修 後		改 修 前		改 修 後											
記 号	数 量	AW 1		AW 1		AW 2		AW 2											
姿 図 (内観図)																			
	場 所	特別教室棟2階 特別支援教室		特別教室棟2階 特別支援教室		特別教室棟2階 特別支援教室		特別教室棟2階 特別支援教室											
	内 法 見 込	6,500 * 2,090	70	6,500 * 2,090	70	6,500 * 2,090	70	6,500 * 2,090	70										
	形 式 材 質	4連引違ランマ引違窓	7mm	4連引違ランマ引違窓	7mm	4連引違ランマ引違窓	7mm	4連引違ランマ引違窓	7mm										
	付属金物	付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式											
	硝 子 塗 装	フロート板ガラスFL3	7mmカラー	一部7mm複合パネルt3、学校用強化ガラスFL4に取替え	7mmカラー	フロート板ガラスFL3	7mmカラー	一部7mm複合パネルt3、学校用強化ガラスFL4に取替え	7mmカラー										
	備 考			改修部分 障子ストッパｰ 新設				改修部分 障子ストッパｰ 新設											
記 号	数 量	AW 3		AW 3		AD 1		AD 1											
姿 図 (内観図)																			
	場 所	普通教室棟2・3階 空調設備設置教室		普通教室棟2・3階 空調設備設置教室		普通教室棟1階 空調設備設置教室		普通教室棟1階 空調設備設置教室											
	内 法 見 込	7,680 * 2,100	70	7,680 * 2,100	70	7,680 * 2,950	70	7,680 * 2,950	70										
	形 式 材 質	4連引違ランマ引違窓	7mm	4連引違ランマ引違窓	7mm	4連引違ランマ引違窓	7mm	4連引違ランマ引違窓	7mm										
	付属金物	付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式											
	硝 子 塗 装	フロート板ガラスFL3	7mmカラー	一部7mm複合パネルt3、学校用強化ガラスFL4に取替え	7mmカラー	フロート板ガラスFL3	7mmカラー	一部7mm複合パネルt3、学校用強化ガラスFL4に取替え	7mmカラー										
	備 考			改修部分 障子ストッパｰ 新設				改修部分 障子ストッパｰ 新設											
記 号	数 量	WD 1		WD 1		WD 2		WD 2											
姿 図 (内観図)																			
	場 所	普通教室棟 空調設備教室全て		普通教室棟 空調設備教室全て		特別教室棟 空調設備教室全て		特別教室棟 空調設備教室全て											
	内 法 見 込	1,890 * 2,685	36	1,890 * 2,685	36	1,766.25 * 2,685	36	1,766.25 * 2,685	36										
	形 式 材 質	引違ランマ付片引き戸	木	引違ランマ付片引き戸	木	引違ランマ付片引き戸	木	引違ランマ付片引き戸	木										
	付属金物	付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式											
	硝 子 塗 装	フロート板ガラスFL3	OP	フロート板ガラスFL3	OP	フロート板ガラスFL3	OP	フロート板ガラスFL3	OP										
	備 考			ランマ改修部分:障子ストッパｰ付 両面木製押縁				ランマ改修部分:障子ストッパｰ付 両面木製押縁											
備 考						NISSHIN SEKKEI 目新設計株式会社 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 285708 出口基樹													
						Job Title 津市立育生小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事				DATE									
						Drawing Title 建具表01				SCALE									
						設計担当者				A2: 1/100 A3: 1/140									
						一級建築士 No.215909 関分恵之	一級建築士 No.10498 多湖弘樹					M - 2 4 原図: A2							

		改 修 前		改 修 後		改 修 前		改 修 後	
記 号	数 量	AW 41ヶ所		AW 41ヶ所		AW 52ヶ所		AW 52ヶ所	
姿 図 (内観図)									
	場 所	特別教室棟2階 第二理科室		特別教室棟2階 第二理科室		特別教室棟2階 第一音楽室、第二音楽室		特別教室棟2階 第一音楽室、第二音楽室	
	内 法 見 込	7,170 * 2,100	70	7,170 * 2,100	70	6,500 * 1,750	70	6,500 * 1,750	70
	形 式 材 質	4連引違ラン引違窓	7mm	4連引違ラン引違窓	7mm	4連引違ラン引違窓	7mm	4連引違ラン引違窓	7mm
	付属金物	付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式	
	硝 子 塗 装	フロント板ガラスFL3	7mmカラー	一部7mm複合ハート3、学校用強化ガラスFL4に取替え	7mmカラー	フロント板ガラスFL3	7mmカラー	一部7mm複合ハート3、学校用強化ガラスFL4に取替え	7mmカラー
備 考									
記 号	数 量								
姿 図 (内観図)									
	場 所								
	内 法 見 込								
	形 式 材 質								
	付属金物								
	硝 子 塗 装								
備 考									
記 号	数 量								
姿 図 (内観図)									
	場 所								
	内 法 見 込								
	形 式 材 質								
	付属金物								
	硝 子 塗 装								
備 考									

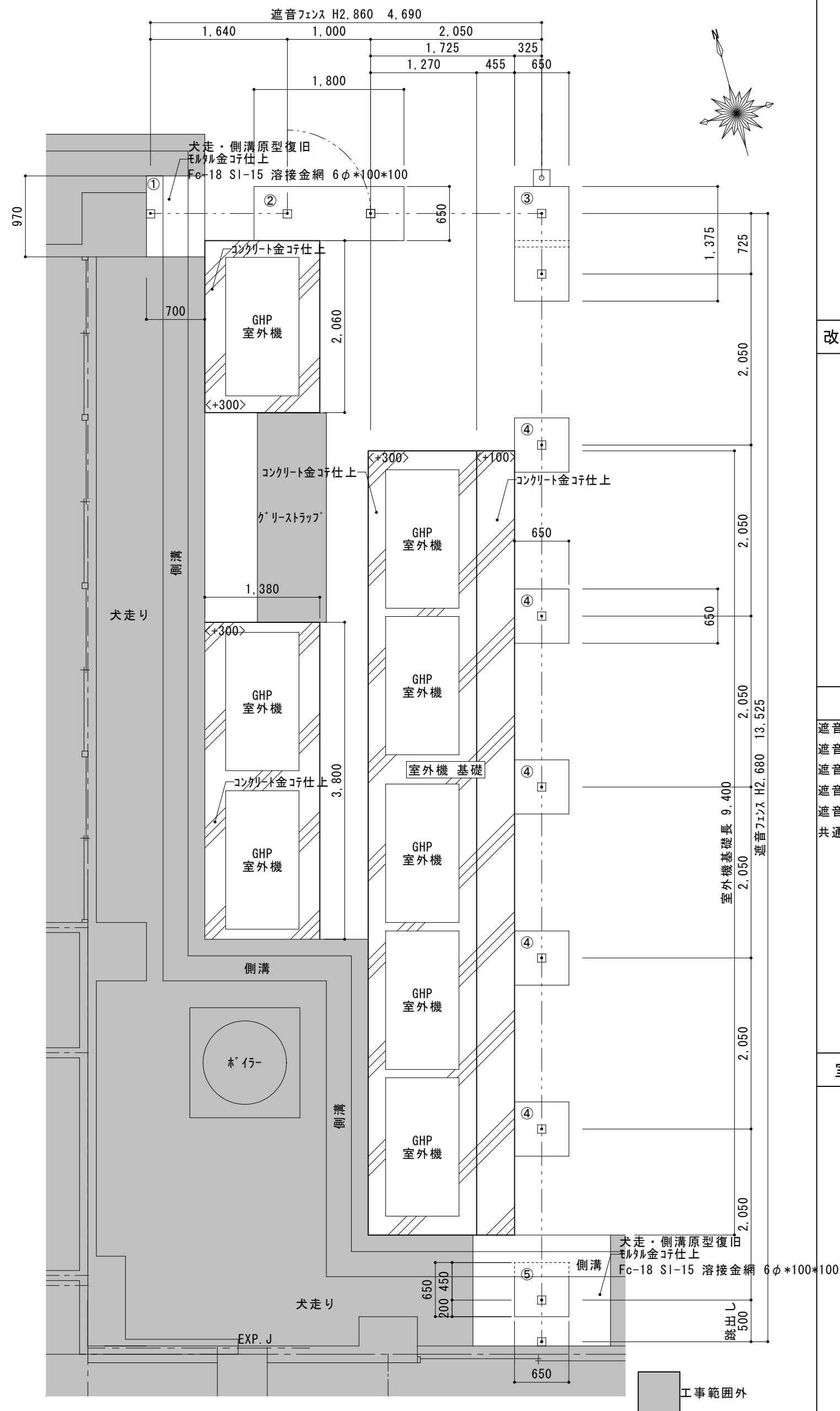
備 考		NISSHIN SEKKEI 日新設計株式会社 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹	Job Title 津市立育生小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事						DATE
			Drawing Title 建具表02						SCALE
			設計担当者						A2: 1/100 A3: 1/140
			一級建築士 No.215909 関分恵之	二級建築士 No.10498 多々野弘樹					M-25 原図: A2

改修前 機械スハ-ス廻り平面詳細図

1/50

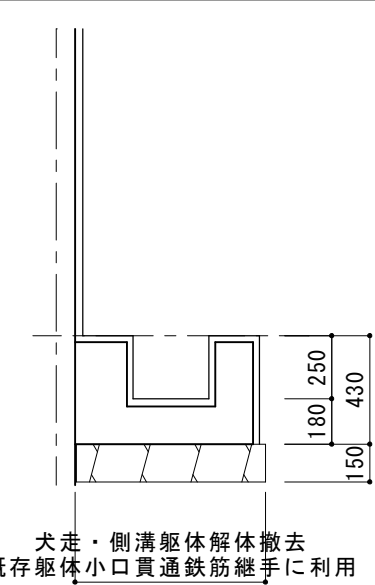
改修後 機械ス^ハ-ス廻り詳細図

1/50



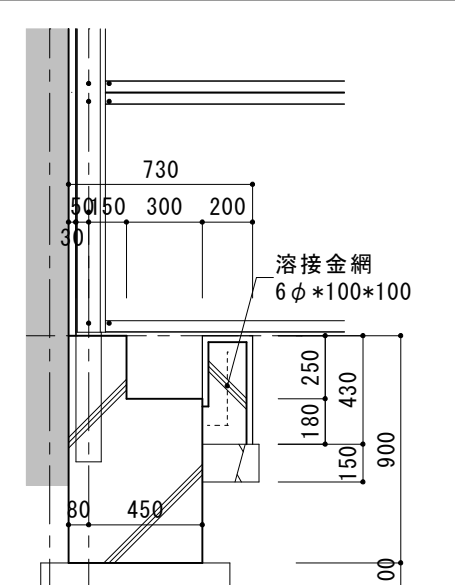
0 | 改修前 基礎① 断面詳細図

1/30



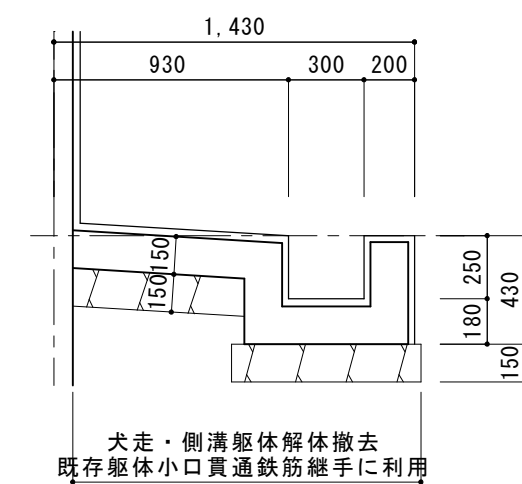
0 | 改修後 基礎① 断面詳細図

1/30



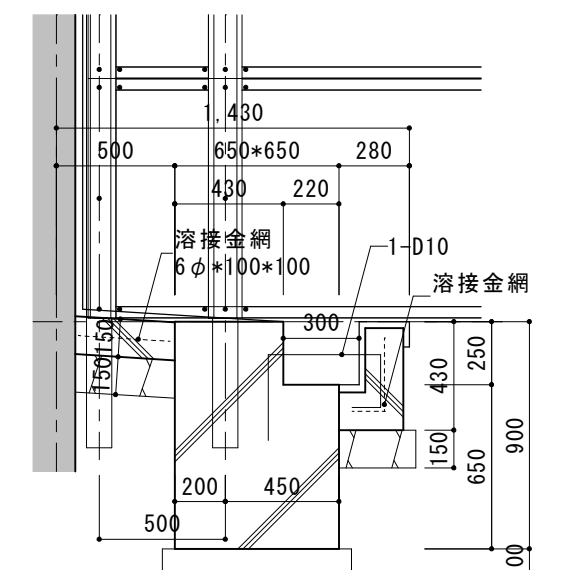
改修前 基礎⑤ 断面詳細図

1/30



0 | 改修後 基礎⑤ 断面詳細図

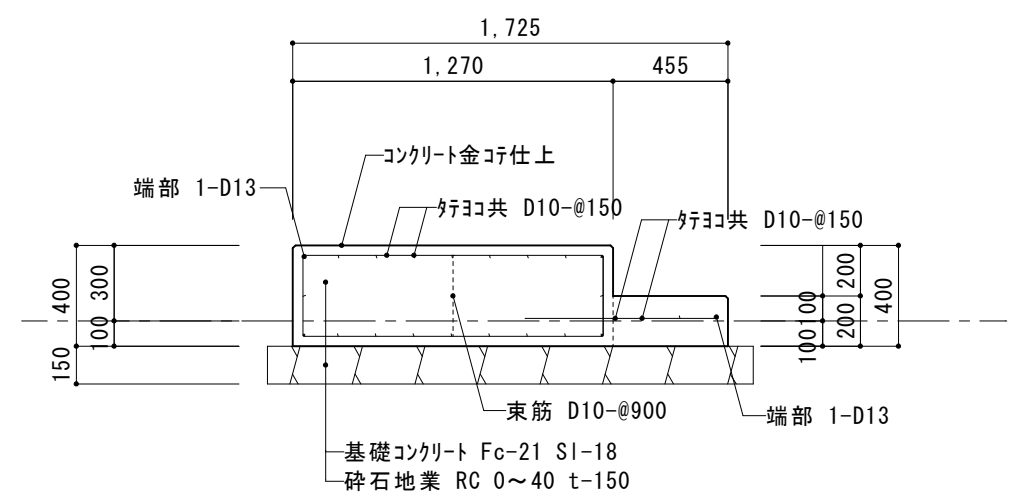
1/30



遮音フェンス基礎 ①	700*970*900 (一部箱抜 300*250 L970)
遮音フェンス基礎 ②	1,800*650*900
遮音フェンス基礎 ③	1,375*650*900
遮音フェンス基礎 ④	650*650*900
遮音フェンス基礎 ⑤	650*650*900 (一部箱抜 220*250 L650)
共通 無筋コンクリート	Fc-18 S1-15 砕石地業 RC 0~40 t-100

室外機基礎 断面詳細図

1/30



備考

N I S S H I N
S E K K E I

目新設計株式会社

三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	津市立育生小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事
-----------	-----------------------------

Drawing Title	機械スペース廻り 詳細図
---------------	--------------

設計担当者

一級建築士
No215909
國分惠之

二級建築士 No.10498 多法昭弘樹

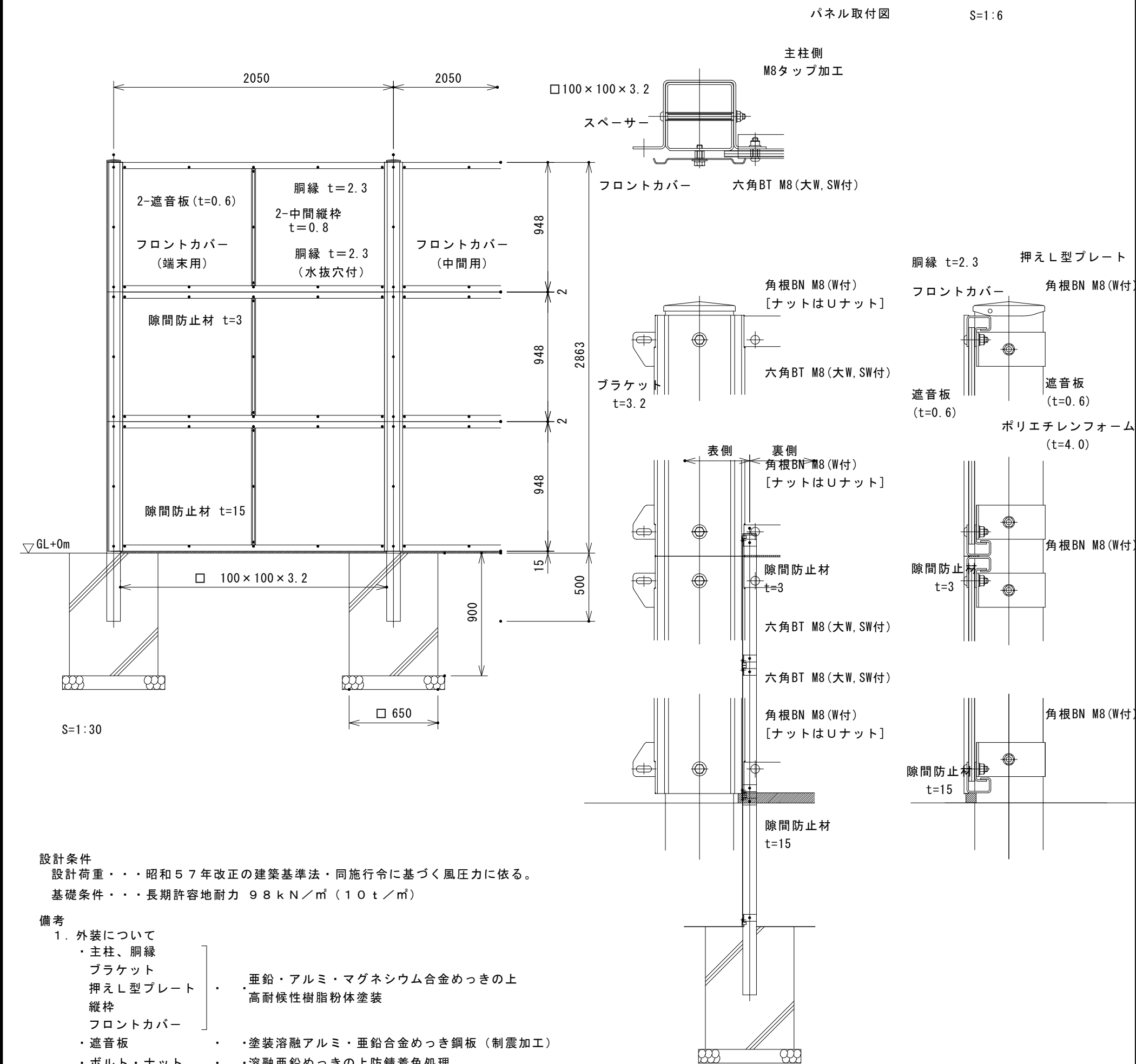
ATE

SCALE

2: 1/300 A3: 1/420

M-26
原図: A2

目かくし遮音フェンス 参考品番：GM-2860-GG（朝日フェンス）
（昭和57年改正の建築基準法・同施行令に基づく風圧力 GL+0m に依る）



設計条件
設計荷重・・・昭和57年改正の建築基準法・同施行令に基づく風圧力に依る。
基礎条件・・・長期許容地耐力 98 kN/m^2 (10 t/m^2)

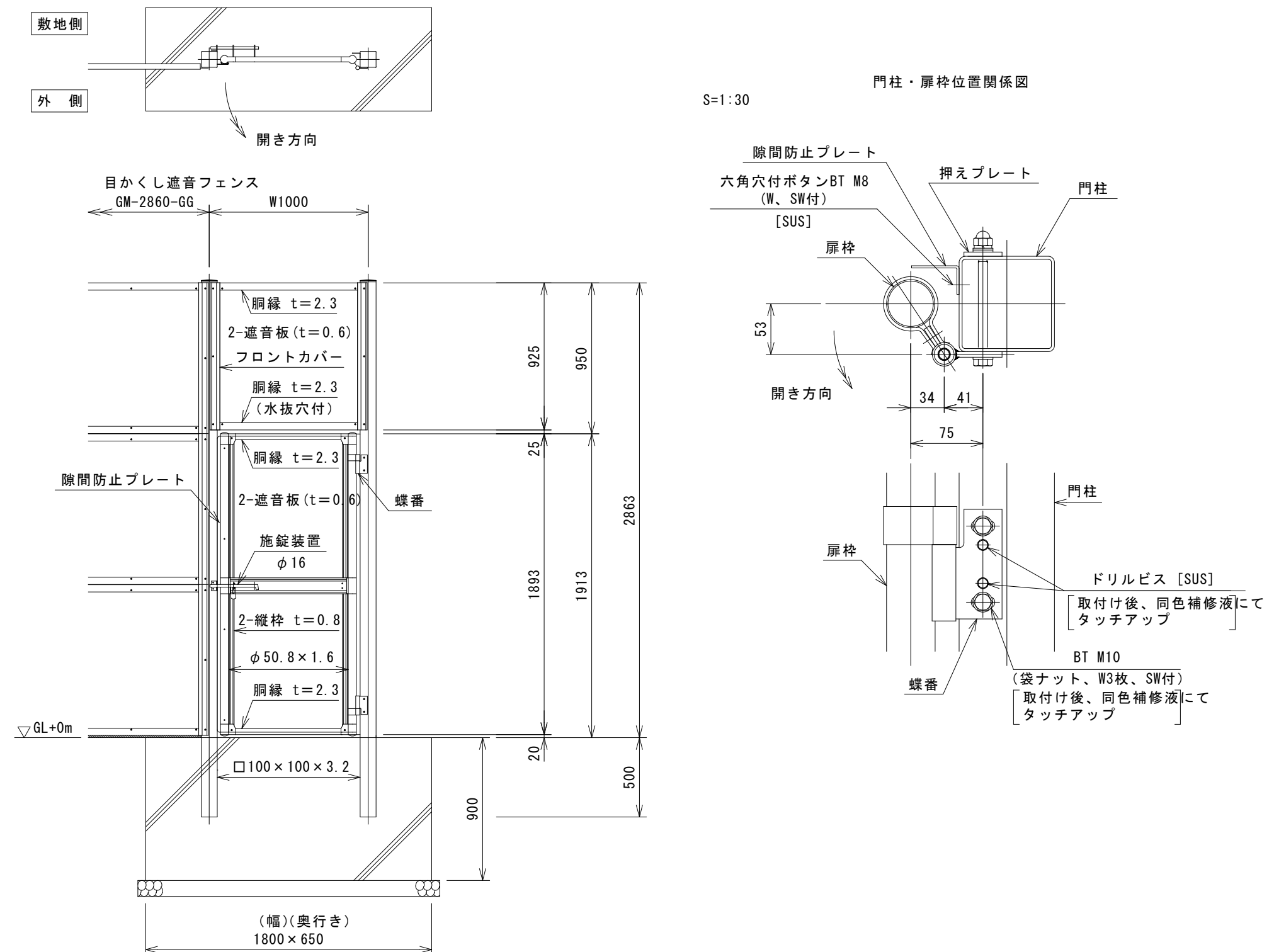
備考

1. 外装について

・ 支柱、胴縁 ブラケット 押えし型プレート 縦枠 フロントカバー	・ 亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上 高耐候性樹脂粉末塗装
・ 遮音板	・ 塗装溶融アルミ・亜鉛合金めっき鋼板（制震加工）
・ ホルトル・ナット	・ 溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理

2. 隙間防止材は下胴縁に現地貼り付けとする。

目かくし遮音フェンス 参考品番：GM-2860-GG（朝日フェンス）
片開きくぐり門扉H1910-GG×W1000
（昭和57年改正の建築基準法・同施行令に基づく風圧力 GL+0m に依る）



設計条件
設計荷重・・・昭和57年改正の建築基準法・同施行令に基づく風圧力に依る。
基礎条件・・・長期許容地耐力 98 kN/m^2 (10 t/m^2)

備考

1. 外装について（SUS品を除く）

・ 門柱、枠体 隙間防止プレート 胴縁 押し型プレート フロントカバー	】	・・・ 亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの超高耐候性樹脂粉末塗装
・ 遮音板	・	・・・ 塗装溶融アルミ・亜鉛合金めっき鋼板（制震加工）
・ 蝶番、押しプレート	・	・・・ 溶融亜鉛めっきの超高耐候性樹脂粉末塗装
・ ボルト、ナット	・	・・・ 溶融亜鉛めっきの上海鍍着色処理 （蝶番取付けBNM10は、現地にて同色補修液にてタッチアップ）
・ 施錠装置	・	・・・ 溶融亜鉛めっきのみ

2. 蝶番（門柱側）及び隙間防止プレート（門柱側）は現地取付けとする。

3. 本図門扉は施錠と反対側180°開きとする。

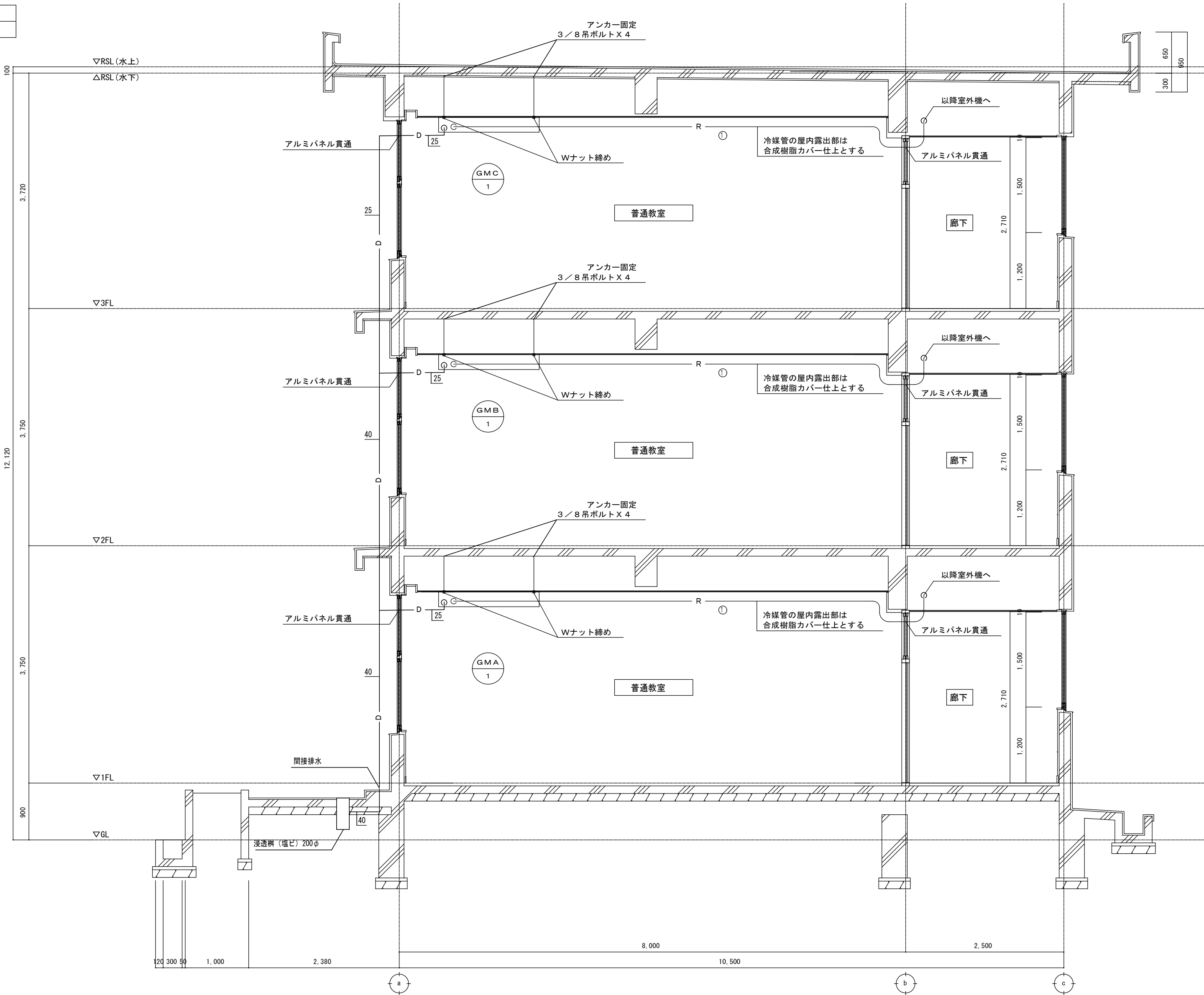
注記
・門扉には構造上隙間があります。

備考		NISSHIN SEKKEI  日新設計株式会社 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹	Job Title 津市立育生小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事 DATE 	Drawing Title 遮音フェンス詳細図 SCALE A2: 1/30 A3: 1/42
			Design Responsibility 設計担当書 Designation 	Design Responsibility M-27 原図: A2 Designation
			Design Responsibility 一級建築士 No.215909 園分恵之 Designation 一級建築士 No.10498 多湖弘樹	Design Responsibility Designation
			Design Responsibility Designation 	Design Responsibility Designation

冷媒配管リスト

	液 管	ガ ス 管
①	9.5φ	15.9φ

渡り配線 VVF2.0SQ-3C 冷媒共巻



備考	内装仕上材及び下地材の加工部分以外は現状のままとする。

NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社

三重県知事登録第1-518号
一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title		津市立育生小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事										DATE	
Drawing Title		断面詳細図										SCALE	
		設計担当者										A2:1/50 A3:1/70	
一級建築士 No.215909 園分恵之	二級建築士 No.10498 多瀬弘樹											M-28 原図: A2	

電気設備工事特記仕様書

Ⅰ. 工事概要

1. 工事名称
津市立育成小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事

2. 工事場所
津市 下井財町津興 地内

3. 建物概要

建 物 概 要	構 造	階 数	延べ面積 (㎡)	用途区分
				消防法施行令別表第一
校舎				
計				

4. 工事種目
主な工事種目は、下記の○印のついたものである。

工 事 種 目	工 事 場 所				
	校舎				
電力 設備	電灯設備	○			
	動力設備	○			
	常保護設備				
	接地設備				
受変電設備	○				
電力 貯蔵 設備	直流電源設備				
	交流無停電電源設備				
	電力平準化用蓄電設備				
	分散電源 ^{※1} ・ ^{※2} ・ ^{※3}				
発電 設備	ディーゼル発電設備				
	ガソリンエンジン発電設備				
	ガスタービン発電設備				
	太陽光発電設備				
風力発電設備	風力発電設備				
	その他発電設備				
	通信 情報 設備	構内情報通信網設備			
		構内交換設備			
情報 設備	情報表示設備				
	映像・音響設備				
	拡声設備				
	誘導支援設備				
	テレビ共同受信設備				
	テレビ電波障害防除設備				
	監視カメラ設備				
	駐車場管制設備				
	防犯・入室管理設備				
	自動火災報知設備				
	自動閉鎖設備				
	非常警報設備				
	ガス漏れ火災警報設備				
	中央監視制御設備				
医療関係設備					
構内配電線路					
構内通信線路					
その他					

Ⅱ. 共通仕様

1. 適用
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。（最新のものを適用）
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針」
・電気工事業の業務の適正化に関する法律
・電気工事法
・労働安全衛生法
・消防関連法規（条例・所轄審指導要領を含む。）
・電力会社供給約款
・その他関連法令、関連諸基準

2. 一般共通事項
下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項 目	特 記 事 項
1. 一般事項	(1) 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に念かつ誠実に施工すること。 (2) 設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題及び疑義、設計図書のとおり施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図書のとりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。 (3) 施工上の取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。 なお、調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。
2. 施工中の安全確保及び環境保全	低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
3. 足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
4. 三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されているため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に三重県産業廃棄物税支払い請求書に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。
5. 電気工作物の種類	・一般電気工作物 ●家用電気工作物 ・事業用電気工作物
6. 電気工事士	電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500V以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。
7. 有資格者の配置	(1) 消防設備の工事に従事する者は、当該設備に関する甲種消防設備士の資格を有する者とする。 (2) 電話設備、その他施工に資格が必要なものについては、関係法令に基づいた有資格者を配置し、施工するものとする。
8. 電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
9. 電気主任技術者との調整	家用電気工作物等で電気主任技術者が選任されている施設で工事を行う場合は、電気保安技術者を選任し、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。 また、工事期間中の電気工作物の保安業務も行う。
10. 現場事務所等に備え付ける図書	下記の図書（最新版のもの）を備え付ける。 ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ② 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編） ③ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ④ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」、「機械設備工事監理指針」 ⑤ 工事写真の撮り方ー建築設備編ー ⑥ その他、監督員の指示する図書及び工事の容量計算等に必要図書
11. 施工計画等	受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と充分に調整すること。 ① 総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ② 工種別施工計画書（施工要領書） 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③ 施工図（フロア図、平面図、断面図、展開図、各種詳細図） 主要機器、重量機器、3kg超過吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④ 耐震計算書、幹線計算書等 ⑤ 照度分布図、センサ動作範囲図など
12. 品質計画	品質計画については、監督員の承諾を受けること。
13. 測定機器の校正等	試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書（写）又は有効期限内の精度保証書（写）等を提出する。 機器類の能力、容量等（電動機出力は除く）は原則として表示された数値以上とする。
14. 機器類の能力等	関連業者間にて十分協議し実施工程表、月間工程表を作成して監督員に提出すること。 なお、月間工程表には埋設・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当時期を印すること。
15. 工程表	
16. 工事写真	営繕工事写真撮影要領（平成28年版）に従い撮影すること。
17. 完成図書	・ 作成する（・ 完成図 ・ 保全に関する資料 ・ （ ）） ・ 完成図作図範囲（設計図を訂正） 完成図はA0により作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は発注者に移譲するものとする。また、製本3部（原寸1部、A3（見開き）2部）により提出すること。
18. 施工条件	監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 ●一括指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ・指定あり 指定日（・ 施設の休業日 ・ 打ち合わせによる ・ その他（ ）） 2) 施工可能時間帯 ●指定なし ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ・指定あり 指定時間（・（ ）時～（ ）時 ・ 打ち合わせによる ・ その他（ ）） 3) 概成工期 ・適用する（工事期日より（ ）日前） ●適用しない 4) その他（ ）
19. 事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の指図について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況証拠調査、検証等に協力すること。
20. 建設副産物	(1) 請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出する。 また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」（建設資材を搬入した場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにJ-GISが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 (2) 請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。

21. 発生材の処理等

(1) 引き渡しを要するもの（ ）
上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。
(2) 特別管理産業廃棄物
・ 変圧器 ・ コアデンサ ・ その他（ ）
現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。
なお施工に際して、P・B等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。
(3) 現場内において再利用を図るもの
・ 発生土 ・ その他（ ）
(4) 再資源化を図るもの
・ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ・ 建設発生木材
(5) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品圖書」を提出すること。
また、再利用を図るものについても圖書を作成し、監督員へ提出すること。
(6) 引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。（マニフェストA、B2、D票を提示すること。）

22. 官公署への手続き
工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。
なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。
・ 消防設備関係 ・ 電気工作物関係 ・ 受電関係 ・ 通信関係 ・ 建設工事関係 ・ その他（ ）

23. 消防法関係の手続き
(1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成
本工事（・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事） ・ 別途工事
(2) 防火対象物使用開始届出書
要領の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。

24. 工事用仮設物
構内への設置 ・ できる（施設管理者と協議） ・ できない

25. 工事用電力、水、その他
機械設備工事に準ずる。

26. 工事中等の安全管理
新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手前から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。

27. 搬入計画
大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等）、障害物（足場等）、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。

28. 製品確認
発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。

29. 機材等の検査及び試験
検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。

30. 完成確認及び完成検査時の電源確保
機器の動作確認、電圧、極性、回転転等確認できるように電源を確保すること。

31. 完成時の操作説明
タイマ、総合盤、動力盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。
また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。

32. 不正経油の使用の禁止
市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材の搬入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正経油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。
受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請業者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。
受注者は、不正経油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請業者等に不正経油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じよう管理及び監督しなければならない。

33. その他
設計図書に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。

2. 施工仕様
下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項 目	特 記 事 項
1. 既設設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に十分な調査を行うこと。 (1) 地中埋設管路 ① 項 目 ・ 埋設配管 ・ 構造物 ・ その他（ ） ② 調査範囲 ・ 埋設ルート ・ その他（ ） (2) 貫通及びはつり ① 項 目 ●鉄筋 ●配管 ・ その他（ ） ② 調査範囲 ●施工部分 ・ その他（ ） (3) 既設との取合い ① 項 ・ ●接続箇所 ・ 増設箇所 ・ その他（ ） ② 調査範囲 ●施工部分 ・ その他（ ）
2. 施工前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。
3. 耐震施工	(1) 想定される地震に対応するものとする。 (2) 耐震計算書を監督員に提出するものとする。
4. 耐震基準	(1) 適用 耐震措置の計算及び施工方法は、最新版の「官庁施設の総合耐震計画基準及び周解説」（建設大臣官房官庁営繕部監修）及び「建築設備耐震設計・施工指針」（独立行政法人建築研究所監修）による。 (2) 設計用水平地震力 機器の重さに、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は次による。 設計用標準水平震度 (Ks)

設 置 場 所	機器種別	耐震安全性の分類			
		特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0
	防振支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5
	水槽類	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0
中間階	機器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6
	防振支持の機器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0
	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6
1階及び地下階	機器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4
	防振支持の機器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6
	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6

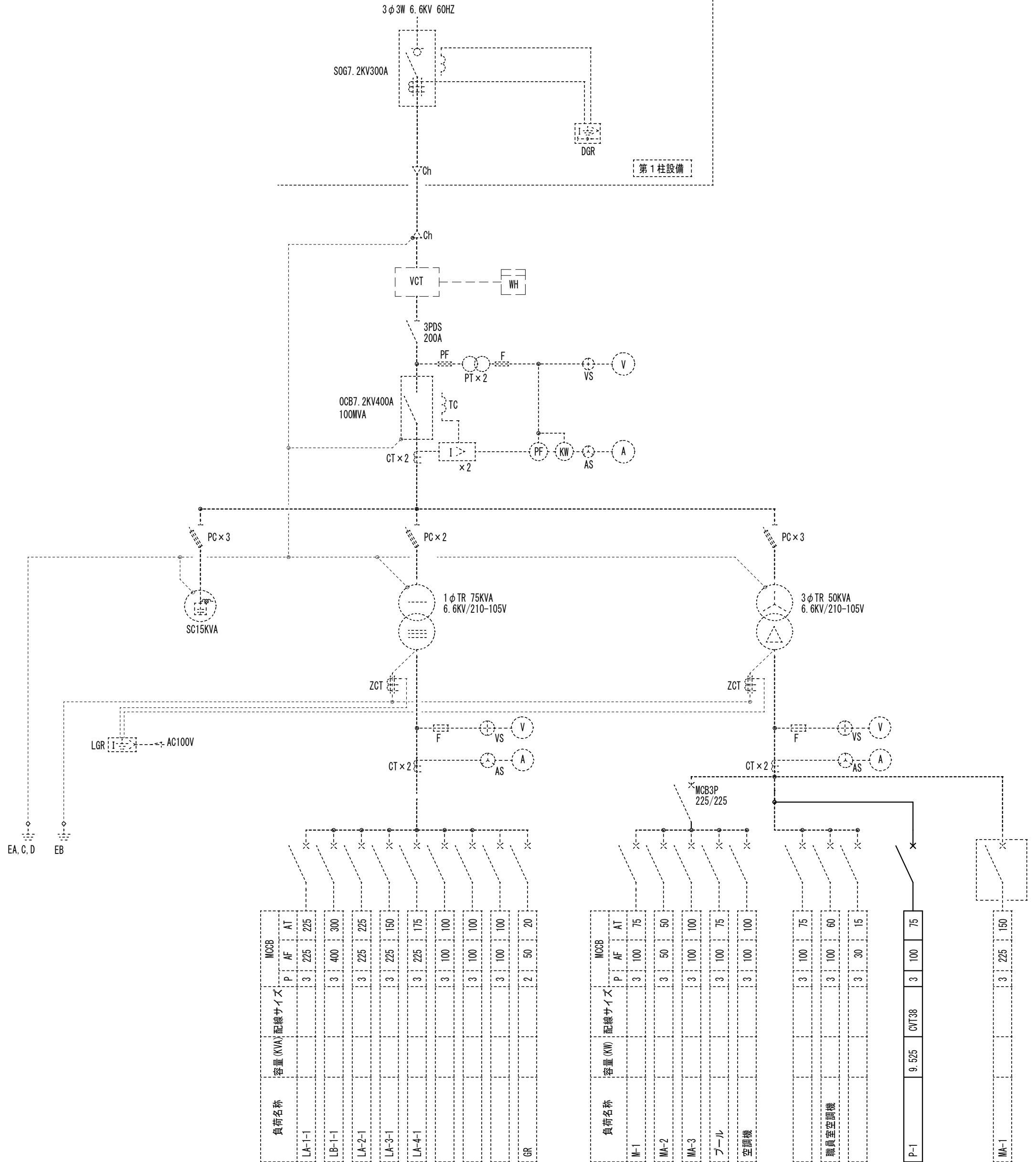
5. はつり	(1) 穴開け及び補修 ・ なし ●あり (2) 溝はつり及び補修 ・ なし ●あり
6. あと施工アンカー	性能確認試験及び施工確認試験 ・ 行う ・ 行わない
7. 基礎の配線ビット	基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。 建物引込部の配管の耐震処置 ・ 行う ・ 行わない 建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置 ・ 行う ・ 行わない
9. 最上階の埋込配管	最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。
10. 露出配管	(1) 雨樋外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2) 壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分（2m以下の）配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。 (3) 通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (4) 監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。
11. 合成樹脂管	(1) 合成樹脂管の管壁には、プッシングを取り付ける。 (2) 原則として屋外の露出には使用しない。（P管）
12. 金属製電線管等の塗装	(1) 露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 ① 屋外、屋内（電気室、機械室、E・P・R、厨房、廊下）、その他建築施設上必要な箇所。 ② 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のホール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 ③ 湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を充分に塗布すること。（監督員が指示した場所は除く。） ④ 仮体養生部の金属配管には錆止め塗装を施すこと。 (2) 塗装はエッチングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて誤合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色焼付塗装とする。
13. 導入線	通線を行わない配管及び配線引き抜き後となった配管には、導入線（φ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等）を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。
14. ボックス類	位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、原則として金属製とする。
15. 軽量間仕切のボックス	軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。
16. プルボックス	(1) 屋外形及び特別に製作された特殊形状又は大きいもの（一边が600mm以上のもの）は、製作図を提出すること。 (2) 屋外形プルボックスと露出配管等の接続部は、カップリング溶接等による。ただし、既設プルボックスに接続する場合は防水パテ等でシーリングを行う。 (3) 屋外形プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。
17. ボルト・ナット類	屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ●ステンレス ・ 溶融亜鉛メッキ仕上げ
18. ケーブル及び配線	(1) 表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先、用途等を表示。）を取り付ける。 ① ケーブル分岐部分 ② プルボックス内 ③ マンホール及びハンドホールごと (2) ケーブル余長 ① 地中埋設の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・ 2箇所 ・ 4箇所 ・（ ）箇所 ② 架空埋設の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・ 2箇所 ・ 4箇所 ・（ ）箇所
19. 高圧ケーブル端末処理	高圧ケーブルの端末処理部、直線接続部等に処理者銘板（屋内外共で、線名、作業日、氏名等を表示。）を取り付ける。

備 考

NISSHIN
SEKKEI
目新設計株式会社
三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	津市立育成小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事				DATE
Drawing Title	電気設備工事特記仕様書 1				SCALE
設計担当者					A2: NS A3: NS
一級建築士 No.215909 國分直之	二級建築士 No.10498 多須弘樹				E-01 原図: A2

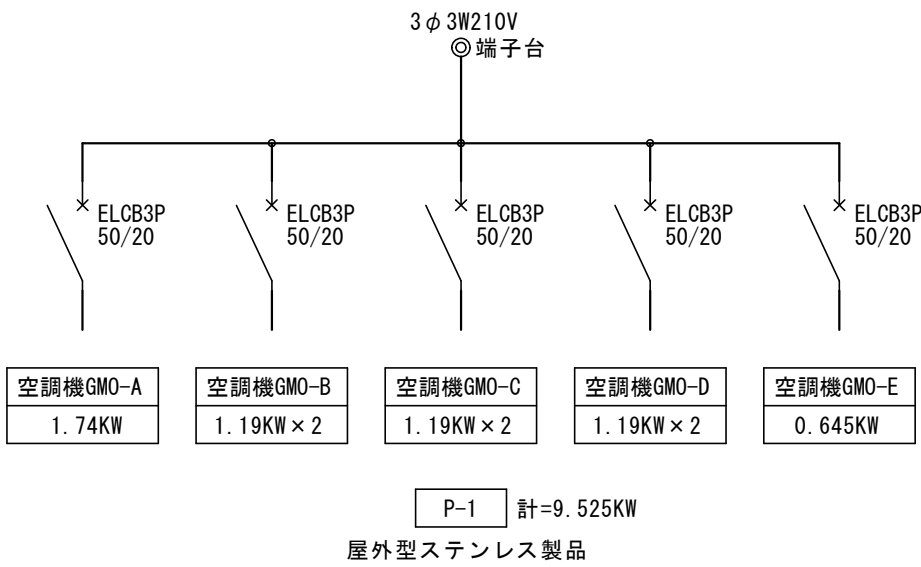
17. 映像・音響設備		23. 駐車場管理設備		【中央監視制御設備】		Ⅲ. 機器標準取付高さ	
(1)設備		(1)機器		29. 中央監視制御設備		標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。(○印はバリアフリー対応)	
(2)映像機器		(2)管制室		(1)監視制御対象設備		名 称	
1)表示機器		1)機能		・動力設備		側 点	
・プロジェクタ(・前面投射式		2)形式		・受変電設備		取付高さ (mm)	
・スクリーン(・反射ストライプ形		3)検知器		・発電設備		備 考	
・透過形		1)方式		・火災報知設備			
・スクリーン巻上装置(・電動式		2)検知器外箱		・無し			
・液晶ディスプレイ		3)検出対象車両		・監視操作装置			
・その他(		4)検出対象速度		・信号処理装置			
・スクリーン巻上装置(・電動式		1)方式		・記録装置			
・液晶ディスプレイ		2)管轄音		・伝送装置			
・その他(		3)外箱		・端末装置			
2)付属機器		1)発行券		仕様詳細は別図による。			
・録画再生装置(・HDD		2)発券方式		1)形式			
・Blu-ray/DVD		3)カーゲート		2)設置			
・その他(		1)防犯・入退室管理設備		・壁掛型			
・テレビチューナー(・UHF		(1)設備		・自立型			
・カメラ		(2)防犯装置		・卓型			
・パソコン		1)機器		・基本形ナースコール装置			
・その他の機器(		・センサ		・携帯形ナースコール装置			
1)増幅器		・パッシブセンサ		・情報表示形ナースコール装置			
①出力		・ガラス破壊センサ		・病床ユニット			
②方式		・制御装置		仕様詳細は別図による。			
③出力インピーダンス		①形式		【医療関係設備】			
2)付属機器		②時刻校正機能		30. 非接地電源用分電盤			
・グラフィックコライザー		③基本機能		(1)機器			
・録音再生装置(・CD		④特記機能		・絶縁変圧器			
・メモリオーディオ		⑤設置場所		・絶縁監視装置			
・有線マイクロホン		3)認識部		・電流監視装置			
・無線マイクロホン(・電波式(・アナログ		4)セキュリティゲート		・医用接地センタポディー			
・赤外線式)		仕様詳細は別図による。		・その他(			
・その他の機器(		1)機器		仕様詳細は別図による。			
・天井分散配置方式		・電気錠(・本工事(・建築工事		31. ナースコール設備			
・集中配置方式		・電気錠(・本工事(・建築工事		(1)形式			
・併用方式		①形式		基本形ナースコール装置			
・その他(		②時刻校正機能		・携帯形ナースコール装置			
1)増幅器		③基本機能		・情報表示形ナースコール装置			
①出力		④特記機能		・病床ユニット			
②方式		⑤設置場所		仕様詳細は別図による。			
2)付属機器		3)認識部		【構内配電線路】			
・グラフィックコライザー		4)セキュリティゲート		32. 構内配電線路			
・録音再生装置(・CD		仕様詳細は別図による。		(1)配線方式			
・メモリオーディオ		1)機器		・地中線式(・直埋			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		・制御装置		・管路)			
・録音再生装置(・CD		・電気錠(・本工事(・建築工事		・架空線式(・直接			
・メモリオーディオ		①形式		・ちよう架線添架)			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		②時刻校正機能		・その他(			
・録音再生装置(・CD		③基本機能		・その他(			
・メモリオーディオ		④特記機能		【その他】			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		⑤設置場所		34. 消火器			
・録音再生装置(・CD		仕様詳細は別図による。		1)設置			
・メモリオーディオ		1)機器		・本工事(・建築工事			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		・制御装置		・電気設備工事			
・録音再生装置(・CD		・電気錠(・本工事(・建築工事		・機械設備工事)			
・メモリオーディオ		①形式		・別途工事			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		②時刻校正機能		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		③基本機能		・既設利用			
・メモリオーディオ		④特記機能		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		⑤設置場所		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		仕様詳細は別図による。		・既設利用			
・メモリオーディオ		1)機器		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		・制御装置		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		・電気錠(・本工事(・建築工事		・既設利用			
・メモリオーディオ		①形式		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		②時刻校正機能		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		③基本機能		・既設利用			
・メモリオーディオ		④特記機能		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		⑤設置場所		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		仕様詳細は別図による。		・既設利用			
・メモリオーディオ		1)機器		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		・制御装置		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		・電気錠(・本工事(・建築工事		・既設利用			
・メモリオーディオ		①形式		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		②時刻校正機能		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		③基本機能		・既設利用			
・メモリオーディオ		④特記機能		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		⑤設置場所		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		仕様詳細は別図による。		・既設利用			
・メモリオーディオ		1)機器		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		・制御装置		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		・電気錠(・本工事(・建築工事		・既設利用			
・メモリオーディオ		①形式		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		②時刻校正機能		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		③基本機能		・既設利用			
・メモリオーディオ		④特記機能		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		⑤設置場所		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		仕様詳細は別図による。		・既設利用			
・メモリオーディオ		1)機器		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		・制御装置		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		・電気錠(・本工事(・建築工事		・既設利用			
・メモリオーディオ		①形式		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		②時刻校正機能		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		③基本機能		・既設利用			
・メモリオーディオ		④特記機能		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		⑤設置場所		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		仕様詳細は別図による。		・既設利用			
・メモリオーディオ		1)機器		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		・制御装置		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		・電気錠(・本工事(・建築工事		・既設利用			
・メモリオーディオ		①形式		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		②時刻校正機能		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		③基本機能		・既設利用			
・メモリオーディオ		④特記機能		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		⑤設置場所		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		仕様詳細は別図による。		・既設利用			
・メモリオーディオ		1)機器		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		・制御装置		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		・電気錠(・本工事(・建築工事		・既設利用			
・メモリオーディオ		①形式		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		②時刻校正機能		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		③基本機能		・既設利用			
・メモリオーディオ		④特記機能		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		⑤設置場所		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		仕様詳細は別図による。		・既設利用			
・メモリオーディオ		1)機器		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		・制御装置		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		・電気錠(・本工事(・建築工事		・既設利用			
・メモリオーディオ		①形式		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		②時刻校正機能		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		③基本機能		・既設利用			
・メモリオーディオ		④特記機能		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		⑤設置場所		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		仕様詳細は別図による。		・既設利用			
・メモリオーディオ		1)機器		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		・制御装置		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		・電気錠(・本工事(・建築工事		・既設利用			
・メモリオーディオ		①形式		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		②時刻校正機能		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		③基本機能		・既設利用			
・メモリオーディオ		④特記機能		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		⑤設置場所		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		仕様詳細は別図による。		・既設利用			
・メモリオーディオ		1)機器		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		・制御装置		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		・電気錠(・本工事(・建築工事		・既設利用			
・メモリオーディオ		①形式		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		②時刻校正機能		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		③基本機能		・既設利用			
・メモリオーディオ		④特記機能		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		⑤設置場所		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		仕様詳細は別図による。		・既設利用			
・メモリオーディオ		1)機器		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		・制御装置		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		・電気錠(・本工事(・建築工事		・既設利用			
・メモリオーディオ		①形式		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		②時刻校正機能		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		③基本機能		・既設利用			
・メモリオーディオ		④特記機能		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		⑤設置場所		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		仕様詳細は別図による。		・既設利用			
・メモリオーディオ		1)機器		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		・制御装置		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		・電気錠(・本工事(・建築工事		・既設利用			
・メモリオーディオ		①形式		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		②時刻校正機能		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		③基本機能		・既設利用			
・メモリオーディオ		④特記機能		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		⑤設置場所		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		仕様詳細は別図による。		・既設利用			
・メモリオーディオ		1)機器		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		・制御装置		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		・電気錠(・本工事(・建築工事		・既設利用			
・メモリオーディオ		①形式		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		②時刻校正機能		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		③基本機能		・既設利用			
・メモリオーディオ		④特記機能		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		⑤設置場所		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		仕様詳細は別図による。		・既設利用			
・メモリオーディオ		1)機器		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		・制御装置		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		・電気錠(・本工事(・建築工事		・既設利用			
・メモリオーディオ		①形式		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		②時刻校正機能		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		③基本機能		・既設利用			
・メモリオーディオ		④特記機能		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		⑤設置場所		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		仕様詳細は別図による。		・既設利用			
・メモリオーディオ		1)機器		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		・制御装置		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		・電気錠(・本工事(・建築工事		・既設利用			
・メモリオーディオ		①形式		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		②時刻校正機能		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		③基本機能		・既設利用			
・メモリオーディオ		④特記機能		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		⑤設置場所		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		仕様詳細は別図による。		・既設利用			
・メモリオーディオ		1)機器		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		・制御装置		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		・電気錠(・本工事(・建築工事		・既設利用			
・メモリオーディオ		①形式		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		②時刻校正機能		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		③基本機能		・既設利用			
・メモリオーディオ		④特記機能		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		⑤設置場所		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		仕様詳細は別図による。		・既設利用			
・メモリオーディオ		1)機器		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		・制御装置		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		・電気錠(・本工事(・建築工事		・既設利用			
・メモリオーディオ		①形式		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		②時刻校正機能		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		③基本機能		・既設利用			
・メモリオーディオ		④特記機能		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		⑤設置場所		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		仕様詳細は別図による。		・既設利用			
・メモリオーディオ		1)機器		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		・制御装置		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		・電気錠(・本工事(・建築工事		・既設利用			
・メモリオーディオ		①形式		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		②時刻校正機能		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		③基本機能		・既設利用			
・メモリオーディオ		④特記機能		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		⑤設置場所		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		仕様詳細は別図による。		・既設利用			
・メモリオーディオ		1)機器		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		・制御装置		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		・電気錠(・本工事(・建築工事		・既設利用			
・メモリオーディオ		①形式		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		②時刻校正機能		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		③基本機能		・既設利用			
・メモリオーディオ		④特記機能		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		⑤設置場所		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		仕様詳細は別図による。		・既設利用			
・メモリオーディオ		1)機器		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		・制御装置		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		・電気錠(・本工事(・建築工事		・既設利用			
・メモリオーディオ		①形式		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		②時刻校正機能		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		③基本機能		・既設利用			
・メモリオーディオ		④特記機能		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		⑤設置場所		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		仕様詳細は別図による。		・既設利用			
・メモリオーディオ		1)機器		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		・制御装置		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		・電気錠(・本工事(・建築工事		・既設利用			
・メモリオーディオ		①形式		・既設利用			
・アナウンスレコーダ(・チャイム		②時刻校正機能		・既設利用			
・録音再生装置(・CD		③基本機能		・既設利用			
・メモリオーディオ		④特記機能		・既設利用			



既設受電設備 単線結線図
オープン電気室

点線にて記入のものは既設を示し再使用を示す

低圧動力盤(自立型)に
MCCB3P100/75を増設する

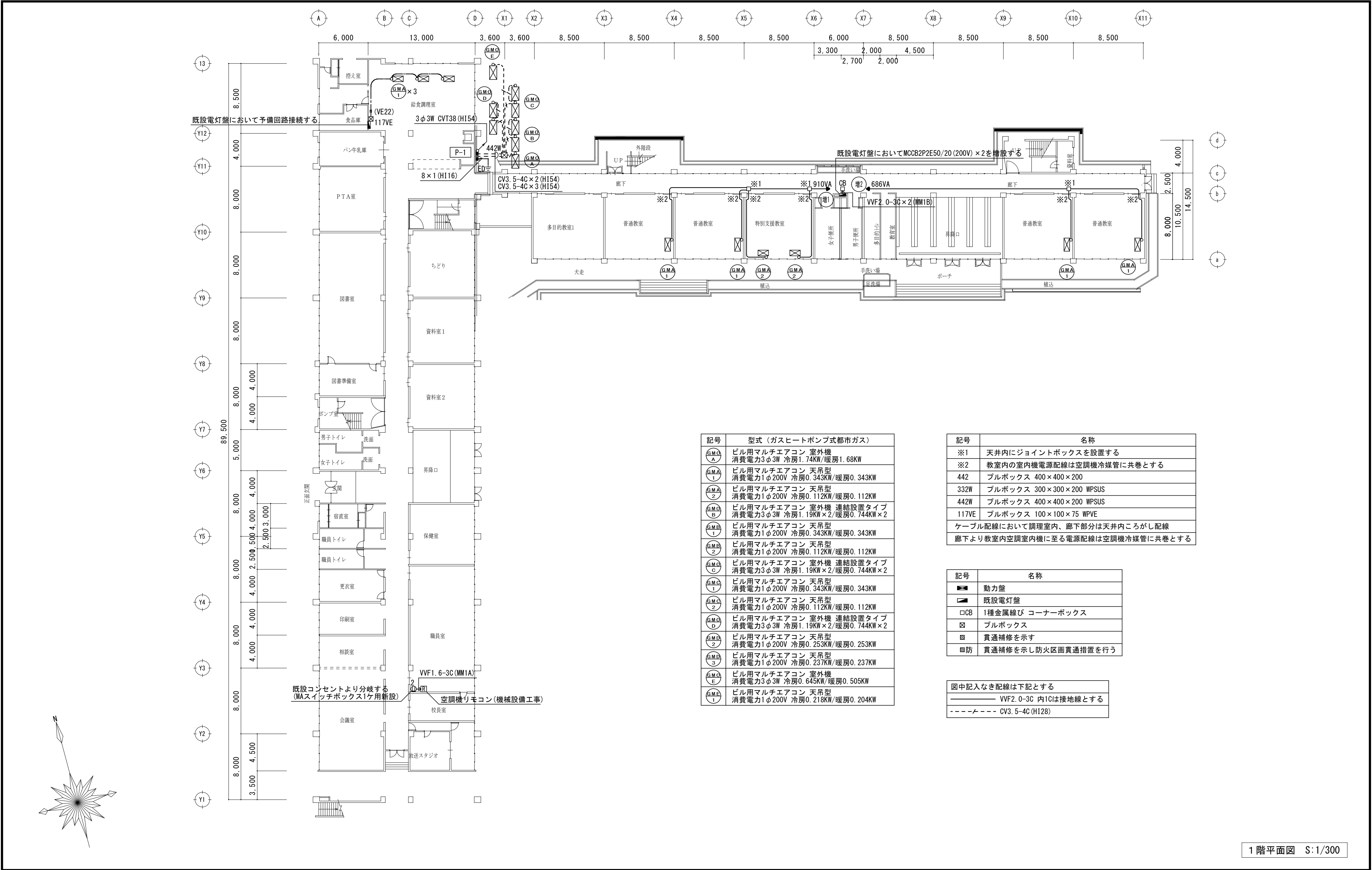


備考	

NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社

三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title		津市立育生小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事						DATE
Drawing Title		受変電設備 分電盤結線図						SCALE
		設計担当者						A2: NS A3: NS
一級建築士 No. 215909 國分重之	二級建築士 No. 10498 多湖弘樹							E-04 原図: A2



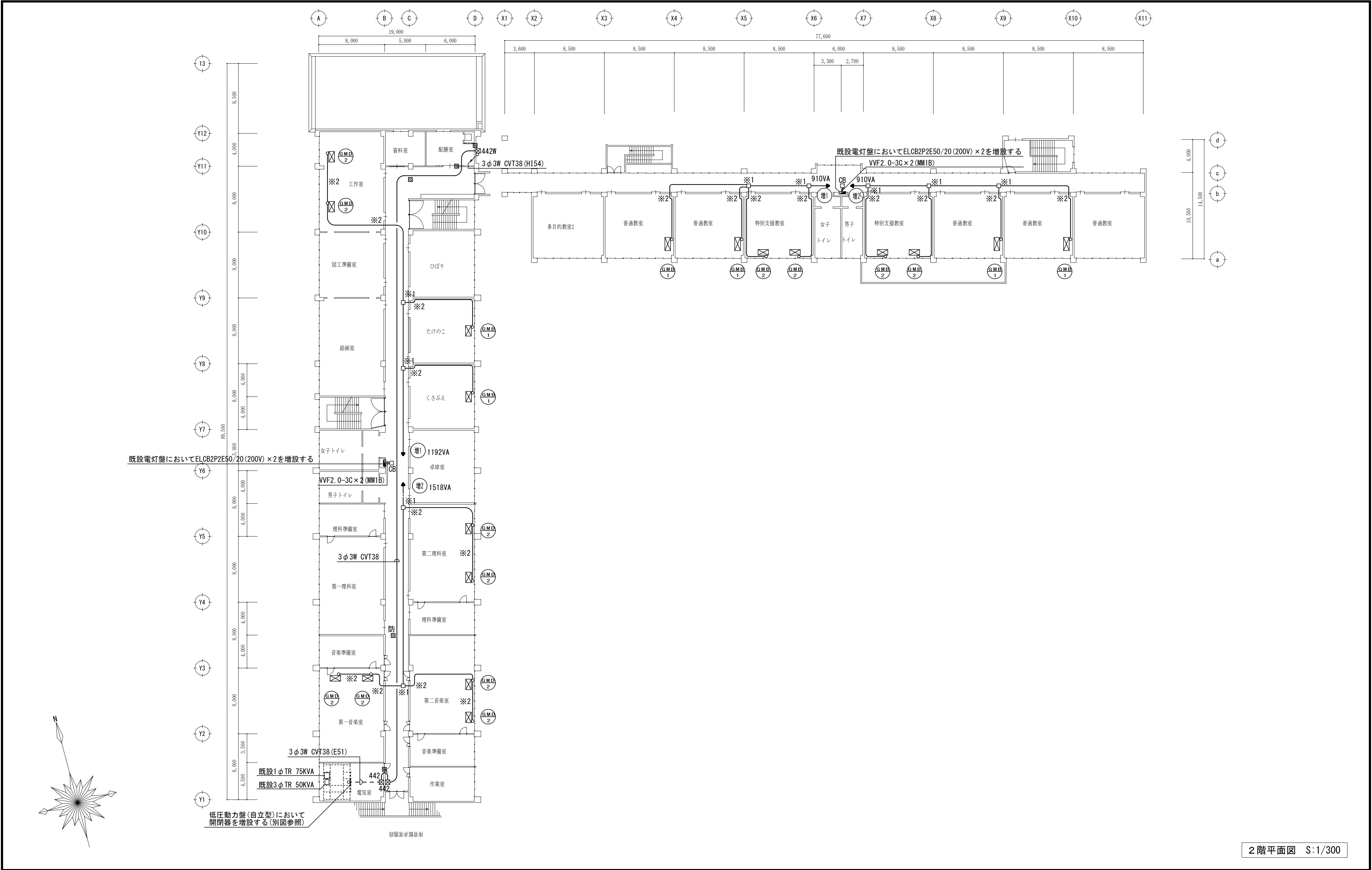
記号	型式 (ガスヒートポンプ式都市ガス)
GM A	ビル用マルチエアコン 室外機 消費電力3φ3W 冷房1.74KW/暖房1.68KW
GM I	ビル用マルチエアコン 天吊型 消費電力1φ200V 冷房0.343KW/暖房0.343KW
GM 2	ビル用マルチエアコン 天吊型 消費電力1φ200V 冷房0.112KW/暖房0.112KW
GM B	ビル用マルチエアコン 室外機 連結設置タイプ 消費電力3φ3W 冷房1.19KW×2/暖房0.744KW×2
GM I	ビル用マルチエアコン 天吊型 消費電力1φ200V 冷房0.343KW/暖房0.343KW
GM 2	ビル用マルチエアコン 天吊型 消費電力1φ200V 冷房0.112KW/暖房0.112KW
GM C	ビル用マルチエアコン 室外機 連結設置タイプ 消費電力3φ3W 冷房1.19KW×2/暖房0.744KW×2
GM I	ビル用マルチエアコン 天吊型 消費電力1φ200V 冷房0.343KW/暖房0.343KW
GM 2	ビル用マルチエアコン 天吊型 消費電力1φ200V 冷房0.112KW/暖房0.112KW
GM D	ビル用マルチエアコン 室外機 連結設置タイプ 消費電力3φ3W 冷房1.19KW×2/暖房0.744KW×2
GM 2	ビル用マルチエアコン 天吊型 消費電力1φ200V 冷房0.253KW/暖房0.253KW
GM 3	ビル用マルチエアコン 天吊型 消費電力1φ200V 冷房0.237KW/暖房0.237KW
GM E	ビル用マルチエアコン 室外機 消費電力3φ3W 冷房0.645KW/暖房0.505KW
GM I	ビル用マルチエアコン 天吊型 消費電力1φ200V 冷房0.218KW/暖房0.204KW

記号	名称
※1	天井内にジョイントボックスを設置する
※2	教室内の室内機電源配線は空調機冷媒管に共巻とする
442	ブルボックス 400×400×200
332W	ブルボックス 300×300×200 WPSUS
442W	ブルボックス 400×400×200 WPSUS
117VE	ブルボックス 100×100×75 WPVE
ケーブル配線において調理室内、廊下部分は天井内ころがし配線	
廊下より教室室内空調室内機に至る電源配線は空調機冷媒管に共巻とする	

記号	名称
動力盤	
既設電灯盤	
CB	1種金属線び コーナーボックス
	ブルボックス
	貫通補修を示す
防	貫通補修を示し防火区画貫通措置を行う

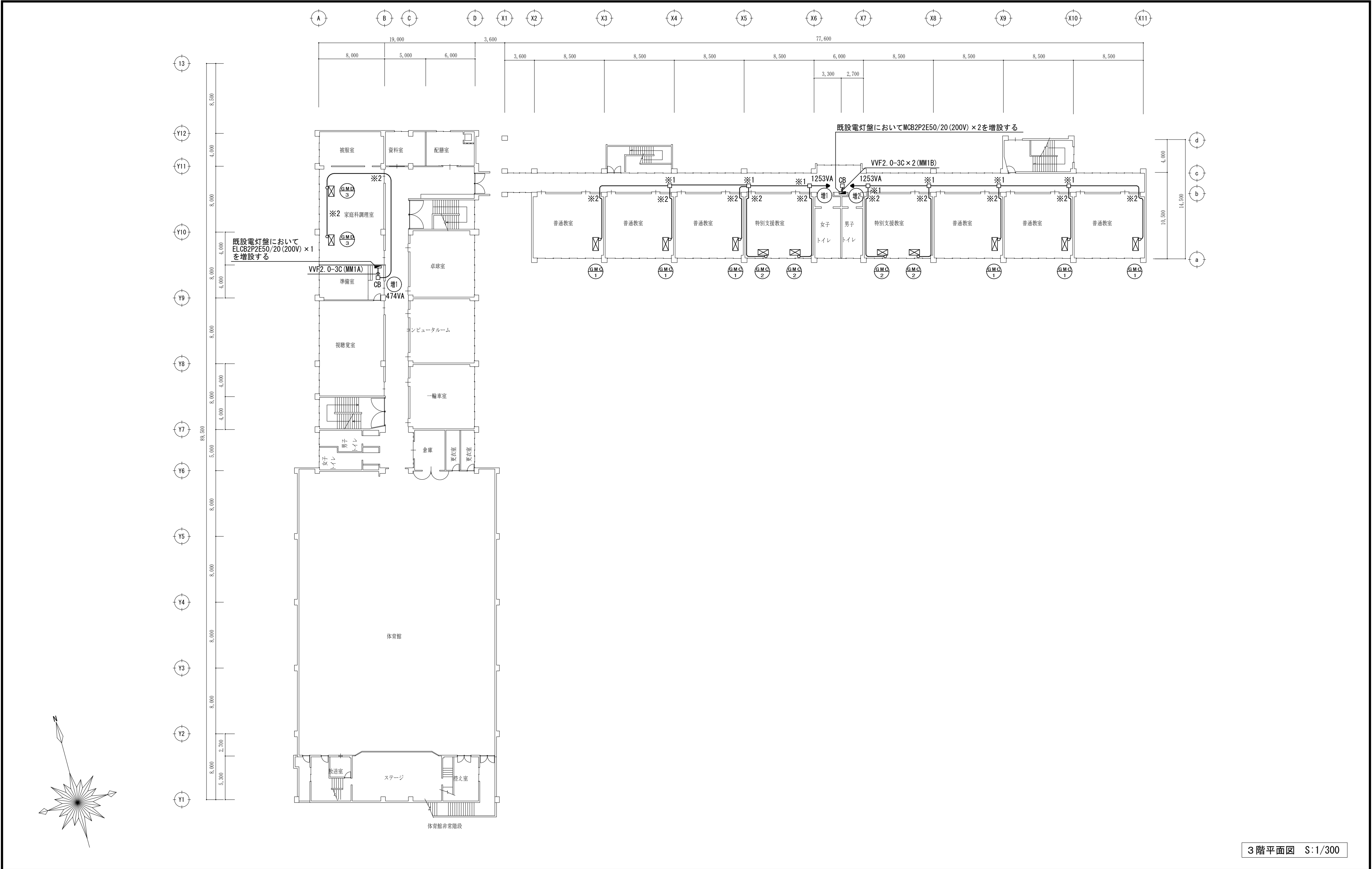
図中記入なき配線は下記とする
VVF2.0-3C 内1Cは接地線とする
CV3.5-4C (H128)

1 階平面図 S:1/300



2階平面図 S:1/300

備考		NISSHIN SEKKEI 日新設計株式会社 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹	Job Title 津市立育生小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事						DATE
			Drawing Title 空調電源設備 2階平面図						SCALE
			設計担当者						A2:1/300 A3:1/420
			一級建築士 No.215909 國分重之	二級建築士 No.10498 多湖弘樹					E-06 原図: A2



3階平面図 S:1/300

備考		NISSHIN SEKKEI 日新設計株式会社 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹	Job Title 津市立育生小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事						DATE	
			Drawing Title 空調電源設備 3階平面図						SCALE	
			設計担当者						E-07 原図: A2	
			一級建築士 No.215909 國分重之	二級建築士 No.10498 多湖弘樹						